

とちぎの国際化の概要 2025



令和 7 （2025） 年度

栃木県産業労働観光部国際経済課

目 次

I 県の国際化施策

1 栃木県の国際関連施策 「とちぎ国際戦略～世界から選ばれるとちぎ～」の概要	1
2 令和7（2025）年度栃木県の国際化関係事業の概要	6
3 令和7（2025）年度国際経済課で実施する主な事業	
(1) 事業体系	15
(2) 国際戦略推進担当	16
(3) 地域外交担当	27
(4) 旅券担当	58
4 令和7（2025）年度県民協働推進課（協働・多文化共生室）で実施する 主な事業	62

II 市町の国際化施策

1 国際化に関する計画の策定状況	67
2 令和7（2025）年度市町の国際化関係事業概要	67
3 市町の国際化への取組状況	
(1) 総括表	76
(2) 事務の執行体制	77
(3) 市町と友好姉妹都市との交流状況	
ア 友好姉妹提携都市地図	78
イ 市町の友好姉妹交流先の状況	79
(4) 地域づくり	
ア 庁舎内の外国人も分かりやすい表記実施状況	83
イ ボランティアバンク制度の運営状況	85
(5) 在住外国人との交流事業の実施状況と主な内容	87
(6) 日本語教室・外国語教室の開催	91

III 民間国際交流団体の状況

1 公益財団法人栃木県国際交流協会（T I A）の概要	93
2 市町の国際交流協会	97
3 栃木県の国際交流団体	99

IV 外国語による情報提供

1 栃木県の外国語による情報提供の状況	
(1) 冊子・リーフレット	100
(2) ホームページ	103
2 市町の外国語による情報提供の状況	
(1) 冊子・リーフレット等	106
(2) ホームページ	114
3 関係機関の外国語による情報提供の状況	
(1) 冊子・リーフレット	116
(2) ホームページ	118

V 関係資料

1 友好交流関係	
(1) 栃木県の友好交流	119
(2) 外国要人との表敬訪問等	119
(3) 市町の友好交流	119
(4) 県内教育機関の友好姉妹校との交流状況	120
(5) 県内教育機関の海外大学等への留学生派遣状況	134
(6) 県内教育機関の海外大学からの留学生受入状況	138
(7) 県内小・中・高等学校の海外への修学旅行実施状況	141
2 在住外国人関係	
(1) 統計資料	
ア 栃木県の外国人住民数	142
イ 栃木県の外国人児童・生徒数	145
ウ 栃木県内高等教育機関に在籍する外国人留学生数一覧	146
エ 栃木県の国際結婚の状況	148
(2) その他	
ア 外国語による相談窓口一覧	149
イ 外国人のための日本語教室一覧	152
ウ 日本語ボランティア養成講座一覧	156
3 産業関係	
(1) 栃木県の輸出入動向	158
(2) 栃木県の外国人宿泊数 国・地域別順位	159
(3) 令和6（2024）年度栃木県産農産物の輸出実績について	160
4 旅券関係	
(1) 栃木県の旅券発行状況	161
(2) 栃木県の出国者数	162
5 市町国際化推進主管課連絡先	163
6 栃木県人会一覧	165
7 国際経済課の設置及び変遷	167

I 県 の 国 際 化 施 策

1 栃木県の国際関連施策

「とちぎ国際戦略～世界から選ばれとちぎ～」の概要

はじめに

1 策定の背景と経過

本県を取り巻く環境が大きく変化する中、今後も県勢を持続的に発展させるには、不断の挑戦をし続ける必要があるため、県では、本県関係者がビジョンを共有し、積極的に挑戦するために、「とちぎ国際戦略」を策定することとした。

2 戦略の位置付け

栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」に掲げる目指すとちぎの将来像の実現に向け、本県国際化を推進するための考え方や取組の方向性等を示すものです。

3 推進期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年間とします。

第1章 栃木県を取り巻く環境

1 人口動態

2 グローバルリスク

3 技術革新

第2章 栃木県の目指す国際化

1 目標（目指す姿）

世界から選ばれとちぎ

- 本県の技術や物、魅力等が世界から認められ、それが県内産業の発展や地域活性化につながっている、好循環を生み出している“とちぎ”
- 外国人が安全・安心に暮らし、働ける環境が整い、日本人と外国人とが互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築きながら共生している“とちぎ”
- 県民、事業者・関係団体、行政等、各主体が本県の国際化のために連携し、未来を担う「人」が育つ“とちぎ”

2 基本姿勢 — 目標（目指す姿）を実現するために、3つの姿勢で戦略を展開します。

強みを生かす

- 世界に誇るとちぎの強みを生かします。

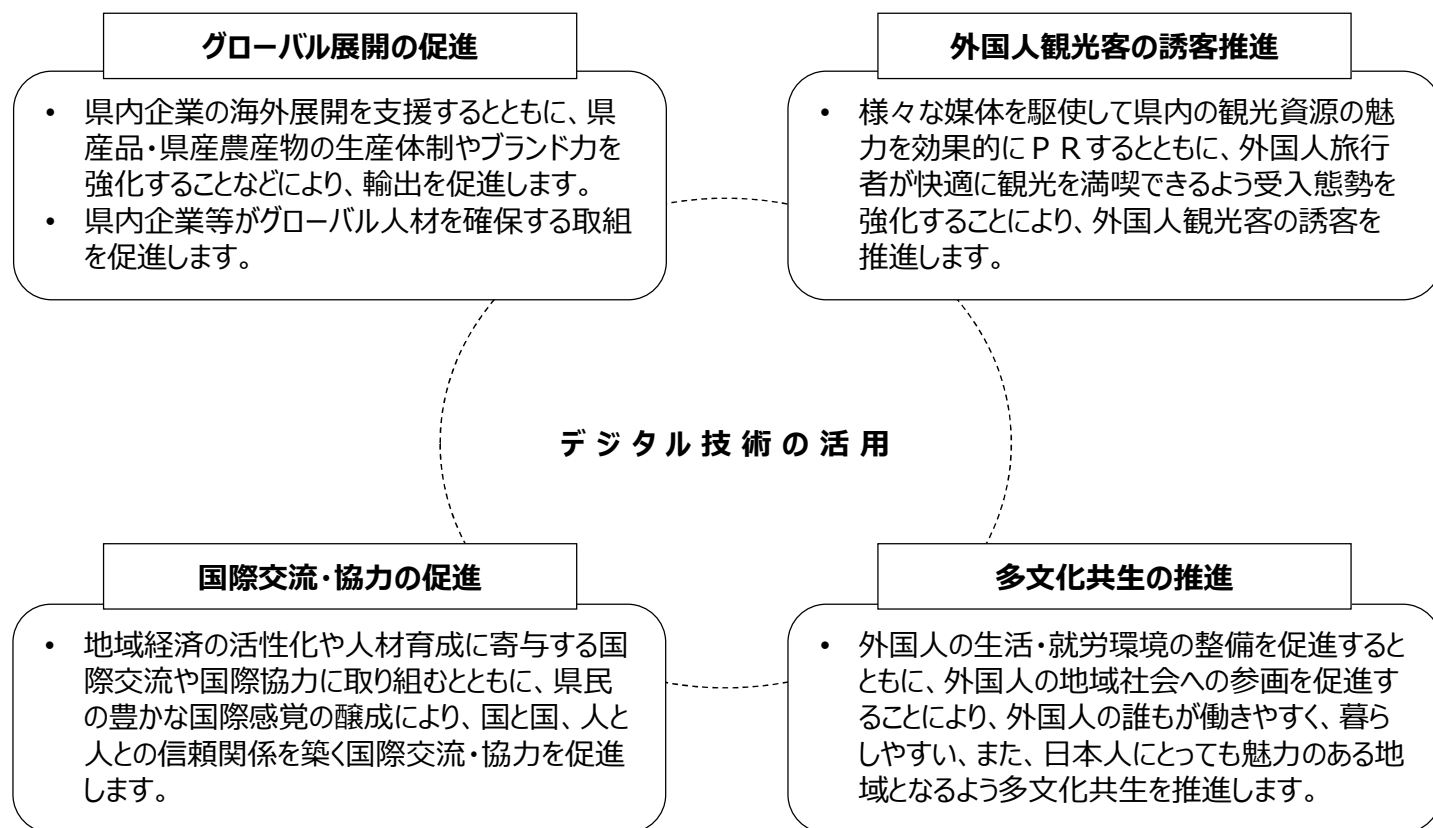
連携する

- 様々な分野の県内関係者が連携してオールとちぎで取り組むとともに、他自治体、相手国・地域等とも連携します。

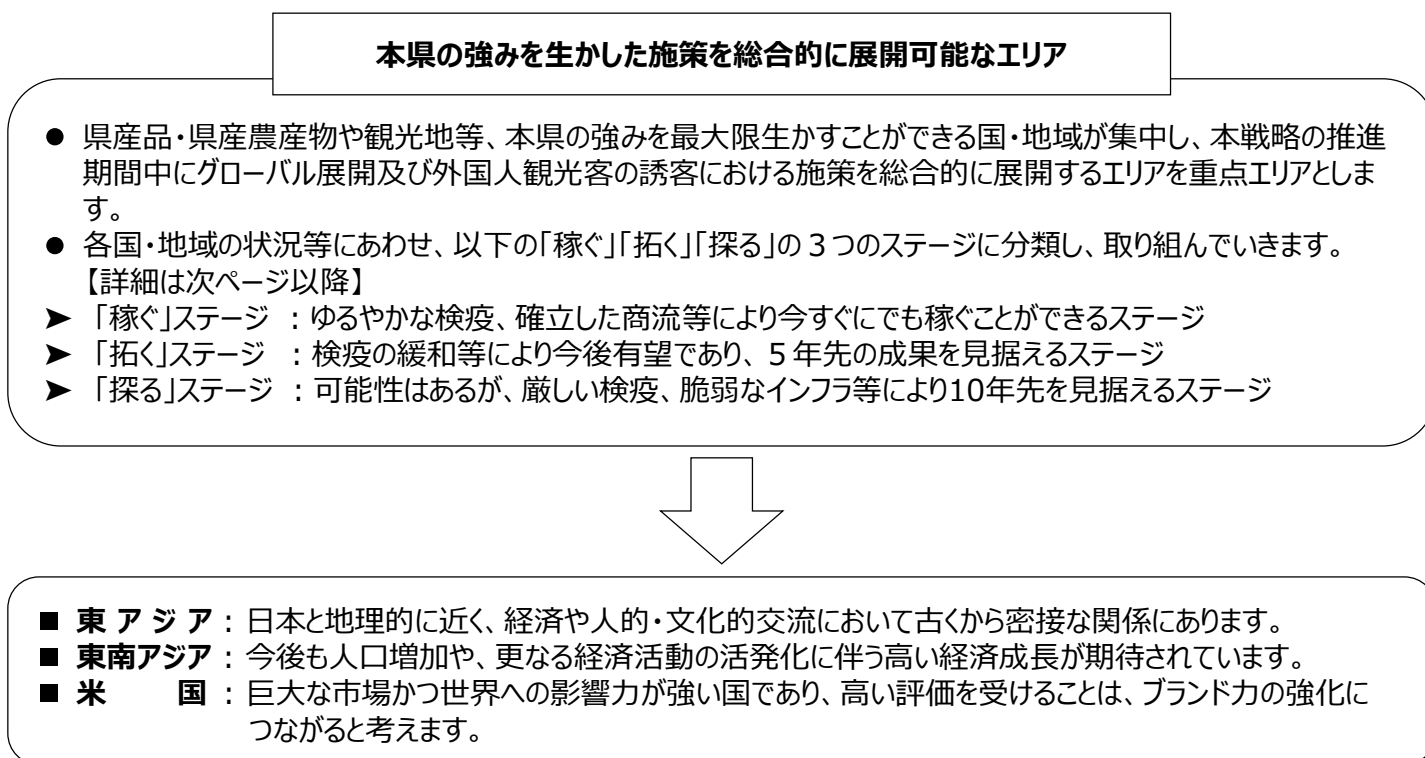
挑戦する

- 意欲のある県民や事業者等とともに、国際競争に攻めの姿勢で挑戦します。

3 基本戦略 - 戦略の対象や分野を明確化した4本柱



4 重点エリア



第3章 取組の方向性

第1節 未来につながる経済成長のために

グローバル展開の促進

■ 県産品

▶ 育成から販路開拓まで一貫した支援の展開

【取組の方向性】

今後5年間は、国のサプライチェーン改革に呼応した支援や、豊かな自然を生かし歴史に育まれた技術を伝承してきた県内企業等の強みである「確かな生産技術」に基づいた県産品等の付加価値を高めつつ、企業等の取組段階に応じた支援を展開します。

【主な取組】

- ・ 輸出に関心のある企業の取組状況・ニーズ調査を活用した掘り起こし及び輸出の基礎知識習得から実践的な商談までの一貫したサポート
- ・ 駐日大使館や在外公館でのプロモーションによるブランド力向上 など

【対象国・地域と取組ステージ】

○ 県産品の販路開拓先

稼ぐ：香港、シンガポール、タイ、米国

拓く：ベトナム、マレーシア、オーストラリア

探る：中国、台湾、フィリピン、カンボジア、ミャンマー

○ 県内企業等の拠点進出先（概況分析）

稼ぐ：中国、タイ、インドネシア

拓く：ベトナム

探る：カンボジア、ミャンマー

■ 県産農産物

▶ 海外需要拡大と輸出産地の育成による輸出促進

【取組の方向性】

今後5年間は、引き続き、生産者（産地）、生産者団体、流通事業者、行政等が一体となって海外での県産農産物の更なる需要拡大を図るとともに、輸出に取り組む産地の育成を促進し供給力を強化していきます。

また、相手国・地域のニーズを分析した上で品目別の輸出対策に取り組み、需要に応じた輸出を促進します。

【主な取組】

- ・ 輸出重点品目は、牛肉・コメ・なし・いちご・花き
- ・ バイヤーとの信頼関係、消費者からの認知度を生かしたプロモーション
- ・ 生産者の意識醸成、試験輸出、本格輸出等、ステップに応じた取組を支援 など

【対象国・地域と取組ステージ】

稼ぐ：香港、インドネシア、シンガポール、フィリピン、マレーシア、米国、EU、アラブ首長国連邦

拓く：タイ、カンボジア、ベトナム

探る：中国、台湾、韓国

成果指標

- 海外取引（輸出または輸入）を行う県内企業数
(H30) 282社 → (R6) 325社
- 日本酒の輸出数量
(H30) 1,071kℓ → (R6) 820kℓ
- 農産物輸出額
(R元) 3.11億円 → (R7) 10億円

第3章 取組の方向性

第1節 未来につながる経済成長のために

外国人観光客の誘客推進

- 訪日外国人観光客
- 観光需要の回復に向けた効果的なPRと受入態勢の整備

【取組の方向性】

今後5年間は、豊かな自然や歴史、文化等を生かし、外国人旅行者も楽しむことができるコンテンツの造成やデジタルツール等の様々な媒体を駆使した効果的なPRに取り組むとともに、「新しい生活様式」への対応等、外国人観光客が安心して快適に楽しめる受入環境を整備します。

【主な取組】

- ・ 海外誘客拠点やデジタルツール等を活用した効果的なプロモーション
- ・ 外国語対応人材の拡充や案内表示の多言語化
- ・ 「新しい生活様式」に対応したアウトドアコンテンツ等の造成促進 など

【対象国・地域と取組ステージ】

稼ぐ：中国、香港、台湾、タイ

拓く：ベトナム、米国

探る：オーストラリア、欧州

成果指標

- 外国人宿泊者数（R元）24.7万人 →（R7）27.4万人

国際交流・協力の促進（経済交流）

- 経済・産業
- 相互の経済発展に向けた国際交流・協力の促進

【取組の方向性】

今後5年間は、新型コロナウイルス感染症収束後の国際社会を見据えながら、本県の産業・技術、歴史・文化に高い関心を寄せる国・地域との間で、相互に経済発展をもたらす取組を促進します。

【主な取組】

- ・ ビジネスミッションの派遣・受入れ
- ・ 友好関係を生かした相互的な投資環境の協議
- ・ 交流先企業等への本県投資環境の情報提供等による誘致 など

【対象国・地域と取組ステージ】

稼ぐ：中国（浙江省）、米国（インディアナ州）、台湾（高雄市）

拓く：ベトナム

探る：ロシア（カリーガ州）、フィリピン、オーストラリア

成果指標

- ビジネスミッションの派遣・受入件数（R元）5件 →（R7）13件

第3章 取組の方向性

第2節 豊かで持続可能な地域のために

多文化共生の推進

- 多文化共生
- 外国人住民が地域の担い手となる社会の実現

【取組の方向性】

今後5年間は、本県に居住する外国人が生活・就労しやすい環境づくりを推進するため、地域日本語教育の充実を図るとともに、外国人支援を担う人材の育成等による多文化共生の推進を図るほか、外国人の地域社会参画を促進します。

また、引き続き、多言語による情報提供に取り組むとともに、外国人材の円滑な受入れなどを促進します。

【主な取組】

- ・ 産学官民連携による地域日本語教育の充実
- ・ 生活者としての外国人を支援するボランティアの育成 など

【対象国・地域と取組ステージ】

各種相談や資料の多言語化については、外国人住民数の多い国・地域を中心として各種相談や資料の多言語化を推進しますが、多文化共生の推進に当たっては、国籍や民族等を問わず取り組みます。

成果 指標

- 在県外国人支援に係る人材の登録者数
(R元) 355人 → (R7) 600人

- とちぎ外国人材活用促進協議会の会員数
(R元) 150人 → (R7) 330人

国際交流・協力の促進（友好交流）

- 友好・協力
- 次代につながる国際交流・協力の実現

【取組の方向性】

今後5年間は、従来の人の往来を伴う交流に加え、デジタルを活用した新たな交流のメリットを組み合わせ、一層効果的な交流事業の展開を図ります。

友好交流や国際協力の原点である相互理解、国際平和に加え、SDGs等のグローバルな視点を養いながら国際化の担い手を育成するため、東京オリンピック・パラリンピックのレガシー活用や国際理解講座の新たな開催先の開拓に努めるとともに、青年海外協力隊等への参加機運の醸成を図ります。

【主な取組】

- ・ デジタルツールを活用した文化・教育交流等の促進
- ・ 県民が交流先を身近に感じて活動に参加できる取組の促進 など

【対象国・地域と取組ステージ】

既存交流先：中国（浙江省）、米国（インディアナ州）、フランス（ヴォークリューズ県）、台湾（高雄市）

新たな交流先：ロシア（カルーガ州）、ハンガリー等

成果 指標

- 留学や海外とのオンラインを通じた交流や研修等を実施した高等学校の割合
(R元) 33.9% → (R7) 65.0%

- 国際理解に関する講座の開催件数
(R元) 78件 → (R7) 125件

第4章 SDGsの位置付け

○ SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

○ 本戦略におけるSDGsの位置付け

第3章の第1節においては、ゴール1,2,4,8,10,17を、第2節においては、ゴール1,3,4,8,10,11,16,17を関連するゴールとして整理し、目標の実現に寄与する施策を推進していきます。

2 令和7(2025)年度当初予算 栃木県の国際化関係事業の概要(令和7(2025)年4月1日現在)

I 未来につながる経済成長のために

1 グローバル展開の促進

(単位：千円)

No.	部局名	課室名	事業名	事業内容	対象国・地域 (派遣・受入等がある場合も記入)	R 7 実施時期	R 7 予算額
1	環境森林部	林業木材産業課	とちぎ材販路拡大官民連携事業費（海外輸出トライアル支援費）	県産木材製品の新たな販路拡大のため、木材輸出に関する動向の把握、ニーズ調査、試験輸出等を行う海外輸出トライアルを実施する。		随時	14,224
2	産業労働観光部	産業政策課	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	輸出先のニーズに対応したHACCP等の基準を満たすための施設の整備等に対し助成する。		随時	500,000
3	産業労働観光部	工業振興課	海外展開支援事業	産業技術センターに海外規格に精通した専門相談員を配置し、中小企業が製品輸出を行う際に必要となる海外規格についての相談に対応する。		通年	229
4	産業労働観光部	工業振興課	販路開拓スキルアップ事業	自動車関連の国際展示会への共同出展に加え、売込手法の事前研究から、フォローアップまでの一連の支援を行い、県内企業の国内外における販路開拓を図る。		①自動車 (R8.1月頃)	6,288
5	産業労働観光部	工業振興課	経済安全保障販路開拓支援事業	工作機械・産業用ロボット及び半導体関連の国際展示会への共同出展に加え、売込手法の事前研究から、フォローアップまでの一連の支援を行い、県内企業の国内外における販路開拓を図る。		①ロボット (R7.7月頃) ②半導体 (R7.12月頃)	7,248
6	産業労働観光部	経営支援課	県制度融資 (重点政策推進融資・海外展開)	県内中小企業に対し、海外展開のために必要な事業実施に係る融資を行い、資金調達を支援する。		通年	606,100
7	産業労働観光部	国際経済課 (戦略)	海外販路開拓支援事業	海外で開催される商談会や見本市への出展支援、テストマーケティング、バイヤーへの販路拡大活動等を実施し、県内企業の販路開拓や海外展開を支援する。	東アジア、東南アジア、欧米等	通年	11,323
8	産業労働観光部	国際経済課 (戦略)	海外販路開拓・拡大支援事業費補助金	企業の海外見本市等への出展店及び越境ECサイト参入に係る初期投資に係る経費等に対して助成する。		通年	7,500
9	産業労働観光部	国際経済課 (戦略)	ジェトロ栃木貿易情報センター運営負担金	ジェトロ栃木貿易情報センターの運営に係る負担金。ジェトロ栃木では貿易投資相談や海外情報セミナー開催など、企業の海外展開支援を行う。		通年	11,330
10	産業労働観光部	国際経済課 (戦略)	国際経済交流調査の実施	県内企業に対し、輸出入動向や海外進出の実態等を調査し、県内企業の動向を把握する。		8～9月頃	0
11	産業労働観光部	国際経済課 (戦略)	栃木県香港駐在員派遣事業	東アジア、東南アジアへの海外展開を行う県内企業の支援や県産品の販路拡大、観光客の誘客等の取組を支援する。		通年	51,170
12	産業労働観光部	国際経済課 (戦略)	グローバル人材確保支援事業	海外展開を目指す県内企業が語学力や国際感覚に優れた人材を確保することを支援するため、合同企業説明会（県内）を開催する。		11月頃	1,154
13	産業労働観光部	国際経済課 (外交)	とちぎ型大使館外交推進事業	県産品や県産農産物等の販路開拓・拡大に向けて、海外でのプロモーション活動に加え、知事が駐日大使等を訪問し、トップセールスを行う「とちぎ型大使館外交」の展開を図る。	ベトナム、タイ、シンガポール、台湾、米国、韓国等	随時	1,591
14	産業労働観光部	国際経済課 (戦略)	とちぎ即戦力外国人材受入強化・活躍促進事業	県内企業における更なる外国人材の活用強化を図るため、獲得・定着・活躍までを一体的に支援する。	ベトナム	通年	6,930
15	農政部	経済流通課	とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業費	県産農産物の輸出を拡大するため、輸出に取り組む産地の育成や海外におけるプロモーションの実施、輸出促進体制の強化等に取り組む。	アジア各国、米国、EU	通年	100,251
16	農政部	経営技術課	認証等取得支援事業費	農業教育機関やGAP認証取得に取り組む地域のモデルとなる農業者等が国際水準GAP認証及び更新に要する認証費用等を支援する。		通年	4,800

2 外国人観光客の誘客推進

(単位：千円)

No.	部局名	課室名	事業名	事業内容	対象国・地域 (派遣・受入等がある場合も記入)	R 7 実施時期	R 7 予算額
1	生活文化スポーツ部	文化振興課	デジタル化で残し伝えるとちぎの文化発信事業	本県の貴重な文化資源をデジタル化し、それらを活用した県内外へのPR等により、県立博物館の入館者増や県内全域における文化観光促進を図る。		通年	84,941
2	環境森林部	自然環境課	日光国立公園魅力アップ事業	自然景観の価値を高めるために、展望地からの眺望を阻害する樹木の伐採や枝落とし等を実施する。 奥日光地域で運行している低公害バスをキャッシュレス化する。 日光国立公園や自然ガイド等の更なるブランド化を図るため、海外向けサイトによる認定ガイドのPRを行う。		随時	16,667
3	産業労働観光部	国際経済課(外交)	国際交流員による魅力発信事業	国際交流員が感じた本県の魅力を、SNSにより外国人目線・母国語(英・中)で全世界に発信する。		随時	0
4	産業労働観光部	観光交流課	とちぎ観光デジタルマーケティング事業費	本県観光の魅力を伝えるデジタル動画の作成及び海外の人気オンラインツールを活用したターゲット広告等の実施	台湾、香港、タイ、米国、ベトナム	通年	16,300
5	産業労働観光部	観光交流課	海外OTA活用事業費	海外の人気OTAサイトへの本県特集ページ掲載、誘導広告等を実施	米国、中国、豪州	通年	8,004
6	産業労働観光部	観光交流課	海外目線魅力発信事業費(旧外国人誘客toCプロモーション事業費)	外国人材の活用による海外目線でのコンテンツ発掘、情報発信		通年	6,282
7	産業労働観光部	観光交流課	国際旅行博出展事業費	重点ターゲット国で開催される国際旅行博への出展	タイ、台湾、米国	随時	9,285
8	産業労働観光部	観光交流課	教育旅行誘致促進事業費	台湾の教育旅行関係者向けプロモーション(説明会、招請)の実施	台湾	随時	1,320
9	産業労働観光部	観光交流課	旅行会社招請事業費	関東都県との連携により実施する欧州旅行会社招請、広域視察	欧州	随時	700
10	産業労働観光部	観光交流課	メディアプロモーション事業費	海外で人気の高いメディアを活用した旅マエ、旅ナカのプロモーション	欧米豪、台湾、香港、タイ	通年	6,002
11	産業労働観光部	観光交流課	アドベンチャートラベル推進事業費	本県の自然、文化等の強みを生かした体験型観光「アドベンチャートラベル」の推進	米豪	通年	7,924
12	産業労働観光部	観光交流課	高付加価値旅行者誘客事業費	観光サービスの高付加価値に向けた県内事業者伴走支援及び誘客プロモーションの実施	欧米豪中心	通年	20,882
13	産業労働観光部	観光交流課	ニューリーディングツーリズム推進事業費	本県が優位性を持ち、滞在の長期化も見込める観光資源を活用した新しいツーリズムの推進	台湾、米国、豪州、シンガポール	通年	21,203
14	産業労働観光部	観光交流課	インバウンド観光誘客マネジメント事業費	多様化するインバウンドのニーズを把握し、的確なプロモーションを行うための調査・分析		通年	7,000
15	産業労働観光部	観光交流課	海外観光誘客拠点運営事業費	海外における本県観光拠点機能の運営(業務委託) 設置先：台湾、中国、タイ、米国	台湾、タイ、米国、中国	通年	22,524
16	産業労働観光部	観光交流課	訪日旅行商品造成助成事業費	訪日旅行を取り扱う旅行会社への本県を巡るツアー造成に対する助成		通年	31,235

No.	部局名	課室名	事業名	事業内容	対象国・地域 (派遣・受入等がある場合も記入)	R 7 実施時期	R 7 予算額
17	産業労働観光部	観光交流課	大阪・関西万博来場インバウンド誘客プロモーション事業費	2025年開催の大阪・関西万博に来場するインバウンドを本県に呼び込むための誘客プロモーションの実施	台湾、米国	通年	4,400
18	産業労働観光部	観光交流課	FUN!FAN!TOCHIGI受入環境整備事業費	本県を訪れる観光客の満足度向上のため、観光地における受入環境整備の取組を支援するとともにリピーター獲得に寄与する地域資源を活かした体験型観光コンテンツの強化・充実に要する経費		通年	4,000
19	産業労働観光部	観光交流課	多言語コールセンター事業費	多言語コールセンターの運営 ・内容：電話通訳業務、簡易翻訳業務 ・対象者：県内の観光関連施設等 ・対応時間：24時間365日		通年	4,700
20	産業労働観光部	観光交流課	観光業ネクストリーダー育成事業費	県内観光業の次代を担う経営者等の育成を目的に経営改善や新たな挑戦のヒントとなるようなセミナー開催に要する経費		通年	500
21	産業労働観光部	労働政策課	おもてなし観光科の充実	外国人も含めた観光客に対応するため、ホスピタリティに重点を置いた接客訓練を実施する。 (1)実施機関:県北産業技術専門校(那須町) (2)対象者:求職者等 (3)訓練期間:6ヶ月(総訓練時間 600時間) (4)外国人等への接客に関する主な訓練目標 ○ホスピタリティにあふれた接客・サービス技法を習得する。 ○外国人に対して基本的な接客サービスができるよう外国語会話を習得する。		通年	1,268
22	農政部	農村振興課	とちぎの農村稼ぐ力強化事業費	農業・農村の収益力向上を図るため、地域資源を活用した新たなビジネスの創出や国内外への情報発信力の強化により、県内農村地域への誘客の促進等に取り組む。	マレーシア、シンガポール等	通年	36,749

3 国際交流・協力の促進（経済交流）

（単位：千円）

No.	部局名	課室名	事業名	事業内容	対象国・地域 (派遣・受入等がある場合も記入)	R 7 実施時期	R 7 予算額
1	産業労働観光部	国際経済課 (戦略)	とちぎベトナムサポート 拠点事業	ベトナム・ハノイ市に拠点を設置し、栃木県と同国中央及び 地方政府等との調整サポート、県内事業者の同国進出、イン バウンド誘客、人材確保等サポートを一元的に行う。	ベトナム	通年	4,189
2	産業労働観光部	国際経済課 (戦略)	大学コンソーシアムとちぎ グローバル人材育成事業 ※大学コンソーシアムと ちぎ	県内高等機関の大学生を対象とした共通プログラムの開講や 海外留学の支援等により、グローバル人材育成に向けた教育 環境の整備を支援する。 1. 共通プログラム開講 2. 留学支援 3. 留学等報告会	世界各国	随時	4,000
3	産業労働観光部	国際経済課 (外交)	とちぎ経済交流促進事業 費	経済ミッションを関係諸外国等へ派遣し交流を行うことで、 県内企業等の海外展開促進を図る。	ベトナム	12月	7,283
4	議会事務局	政策調査課	議員海外行政調査	議員の海外事情の見識を深め、政策立案能力の向上等を図 る。		随時	10,000
5	教育委員会	義務教育課	とちぎふさと学習推進 事業	グローバル化する国際社会において主体的に生きるため、郷 土や我が国についての理解を深められるよう、「とちぎふ さと学習」ホームページの改善に努めるとともに、活用促進 を図る。		通年	0
6	教育委員会	高校教育課	高等学校ALT活用事業 費	外国語指導助手を県立学校に配置・活用して、英語4技能の バランスの取れた育成と、より高度な英語力を身に付けさせ る。		通年	158,048
7	教育委員会	義務教育課	英語教育強化事業	ICTを効果的に活用した学習指導を先導的に行うモデル校 (小・中)を設置し、児童生徒の英語力及び教員の指導力向上 を図る。		通年	8,973
8	教育委員会	高校教育課	グローバル人材育成事業	語学力・コミュニケーション能力やチャレンジ精神を養うこ とを目的とし、国際的に活躍できる人材育成を推進する。 1. 県立学校短期留学支援事業 2. 高校生短期留学プログラム支援事業		通年	12,100
9	教育委員会	高校教育課	とちぎグローバルゲート ウェイ事業費	高等学校においては、小・中学校において育成してきた英 語力をさらに伸ばすことが求められる。英語力の向上及びグ ローバル人材の育成を図るため、英語を重点的に学び、国際 的に活躍する生徒の育成を目指す研究校を指定し、調査・研 究を実施する。また、その効果を他の県立高校に普及する。		通年	4,913

Ⅱ 豊かで持続可能な地域のために

1 多文化共生の推進

(単位：千円)

No.	部局名	課室名	事業名	事業内容	対象国・地域 (派遣・受入等がある場合も記入)	R 7 実施時期	R 7 予算額
1	生活文化スポーツ部	県民協働推進課	地域・創造・協働Webサイト（とちぎボランティアNPOセンター管理運営を含む。）	とちぎボランティアNPOセンターの運営するWebサイトを活用し、国際協力や国内において外国人の生活支援を行うNPO等を紹介する。		通年	515
2	生活文化スポーツ部	県民協働推進課	「とちぎ外国人相談サポートセンター」の運営	外国人が日常生活や就労上で生じる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語での情報提供及び相談を行う一元的な窓口を運営する。		通年	12,474
3	生活文化スポーツ部	県民協働推進課	とちぎ多文化共生フォーラムの開催	多文化共生に係る県民意識の更なる向上を図るため、外国人を含む県民を対象とした「とちぎ多文化共生フォーラム」を開催する。		未定	1,065
4	生活文化スポーツ部	県民協働推進課	「多文化共生」実務者対応力向上事業	市町、市町国際交流協会の職員等を対象とした、多文化共生や災害時の外国人支援に関する研修を実施する。		未定	1,207
5	生活文化スポーツ部	県民協働推進課	外国人キーパーソン発掘・育成事業費	「外国人キーパーソン」を対象とした研修等を実施する。		未定	476
6	生活文化スポーツ部	県民協働推進課	外国人との共生社会づくりに向けた地域課題解決等支援事業費	日本人と外国人が共生する上での地域のコミュニティにおける諸課題等把握のための調査を実施する。		通年	2,662
7	生活文化スポーツ部	県民協働推進課	日本語学習支援者を対象とした研修事業	県内の地域や企業等において、日本語学習を支援したいと思っている方や既に活動している方等を対象に研修を開催する。		9月～11月 (予定)	2,443
8	生活文化スポーツ部	県民協働推進課	総合調整会議開催事業	地域日本語教育を推進するための総合調整会議を開催する。		未定	111
9	生活文化スポーツ部	県民協働推進課	日本語教育コーディネーター配置事業	地域日本語教育体制づくりの総合調整を行うための日本語教育コーディネーターを配置する。		通年	3,509
10	生活文化スポーツ部	県民協働推進課	「やさしい日本語」研修事業費	外国人を雇用している企業等をターゲットとした「やさしい日本語」研修を実施する。		未定	1,009
11	生活文化スポーツ部	県民協働推進課	地域日本語教育体制づくり市町等助成事業	市町・市町国際交流協会等が行う地域日本語教育の場づくりの推進に係る経費の一部を補助する。		通年	4,129
12	生活文化スポーツ部	県民協働推進課	「日本語教育の参照枠」理解促進研修事業費	「日本語教育の参照枠」に関する研修を実施する。		未定	496
13	生活文化スポーツ部	県民協働推進課	ウクライナ避難民生活支援事業費	ウクライナからの避難民に対し、県内で生活するにあたっての必要な支援を実施する。		通年	2,225
14	生活文化スポーツ部	人権男女共同参画課	各種イベント等における啓発	各種イベント等において啓発冊子を配付したり、DVDを上映するなどして、人権意識の普及高揚を図る。		通年	0
15	生活文化スポーツ部	人権男女共同参画課	県政出前講座「人権について考える」	誰もが生まれながらに持っている基本的な権利である「人権」を身近なものとして考えるため、人権を尊重するための社会の枠組みや、差別や偏見等による様々な人権課題、身の回りで起こりうる人権問題等について、視聴覚教材等を活用しながら説明する。		随時	0
16	生活文化スポーツ部	人権男女共同参画課	「ヒューマンフェスタとちぎ」の開催	県民一人ひとりが人権尊重の理念に対する理解を深めることを目的に、県民に親しみやすくかつ参加しやすい、地域に密着した多彩な人権啓発活動を実施する。		12月	5,796

No.	部局名	課室名	事業名	事業内容	対象国・地域 (派遣・受入等がある場合も記入)	R 7 実施時期	R 7 予算額
17	保健福祉部	高齢対策課	外国人介護人材就労支援対策事業	介護業務に従事する外国人を対象に、介護現場での就労や介護福祉士国家試験合格に必要な日本語能力を育成するための研修を実施する。また、受入事業所同士の連携を促進する座談会を実施する。		通年	9,993
18	保健福祉部	高齢対策課	外国人介護人材定着支援事業	外国人介護人材を受け入れる事業所を対象に、受入環境整備に関する費用を助成する。		随時	26,000
19	保健福祉部	感染症対策課	外国人雇用主向け結核対策普及啓発事業	外国出生者の結核患者が増加していることから、外国人雇用主向けに、健康管理を含めた結核対策の普及啓発を実施する。		随時	0
20	産業労働観光部	国際経済課(戦略)	「とちぎ外国人材活用促進協議会」の運営	県内企業による外国人材の積極的な活用を促進するとともに、それに伴い発生する諸課題に対応するため、企業や関係団体等で構成する協議会を運営する。		通年	1,011
21	産業労働観光部	国際経済課(戦略)	企業等相談窓口運営	企業から外国人労働者の雇用や在留資格等に関する相談を受け付けるための専門家による相談窓口等を運営する。		通年	704
22	産業労働観光部	国際経済課(戦略)	外国人材コーディネーターの配置	海外の送り出し機関、監理団体や登録支援機関、県内企業等との調整など、外国人材の受入体制整備・運営の総括的な業務を行うため、外国人材コーディネーターを栃木県国際交流協会に配置する。		通年	7,019
23	産業労働観光部	国際経済課(戦略)	とちぎ外国人材支援体制強化事業	外国人材の活用に係る相談、人材確保・定着支援、及び国の制度変革に係る理解促進などを総合的に支援する「とちぎ外国人材受入支援センター」を設置し、外国人材受入支援コンシェルジュの配置し、オーダーメイド研修を実施する。		通年	28,128
24	産業労働観光部	国際経済課(戦略)	外国人留学生の県内文化施設無料入館制度 ※大学コンソーシアムとちぎ	県内大学等に在学する外国人留学生が県内文化施設に無料で入館できる制度を通して、栃木県の文化芸術に対する理解促進や本県が誇る歴史・文化・風土などの魅力を広く発信していく。		6～3月	0
25	産業労働観光部	国際経済課(戦略)	留学生支援事業 ※県国際交流協会	本県で学ぶ留学生に対する支援するため、新規留学生ガイドンス等を実施する。		5月	0
26	産業労働観光部	国際経済課(戦略)	とちぎの国際化の概要作成	「とちぎの国際化の概要」を作成し、県及び市町の国際化関連事業等を紹介することにより、民間団体等の活動を支援する。		通年	0
27	県土整備部	住宅課	賃貸住宅への入居支援	栃木県住生活支援協議会と連携し、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の情報提供等を実施する。		随時	3,334
28	県土整備部	住宅課	県営住宅への入居	外国人についても日本人と同様に、入居案内等を行っている。		随時	0
29	労働委員会事務局	審査調整課	外国人労働者向け広報	外国人労働者向けあっせん制度のチラシを多言語（やさしい日本語含む）で翻訳し、県ホームページに掲載する。	英語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、ポルトガル語、スペイン語	通年	0
30	教育委員会	義務教育課 高校教育課	帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業	日本語指導が必要な児童生徒に対し、どの地域においてもきめ細かな指導ができるよう支援体制を充実させる。		通年	48,150
31	教育委員会	義務教育課	外国人児童生徒教育拠点校の指定	帰国・外国人児童生徒の就学の受入れの中心となり、教育の研究や実践を行う学校を指定し、帰国・外国人児童生徒の教育の充実を図る。		通年	0
32	教育委員会	義務教育課	帰国・外国人児童生徒教育の充実	「帰国・外国人児童生徒教育研究協議会」を実施し、情報交換や研究協議を行い、教員の指導力の向上を図る。		第3四半期	38
33	警察本部	組織犯罪対策第一課	在留外国人の安全確保に向けた総合対策	外国人が安心・安全を確保するために必要な情報を容易に取得できるよう多言語で防犯・交通安全用のリーフレット、グッズを作成・配布し安全意識の啓発・普及を図る。	英語、中国語、ベトナム語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ミャンマー語、カダロク語、ネパール語、ウルトゥ語、シハラ語	随時	148

No.	部局名	課室名	事業名	事業内容	対象国・地域 (派遣・受入等がある場合も記入)	R 7 実施時期	R 7 予算額
34	警察本部	組織犯罪対策第一課	民間通訳者研修事業	通訳人として登録する民間人に対して、通訳時に必要な捜査手続等についての研修を実施し、円滑な通訳の実施を図る。	登録言語	1 月	142

2 国際交流・協力の促進（友好交流）

（単位：千円）

No.	部局名	課室名	事業名	事業内容	対象国・地域 （派遣・受入等がある場合も記入）	R 7 実施時期	R 7 予算額
1	総合政策部	総合政策課	ハンガリー友好交流推進事業	東京2020オリンピック・パラリンピックを契機としたハンガリーとの友好関係を一過性のものとせず、継続的な交流を図るため、県民の日記念イベントのブース出展を実施する。	ハンガリー	6月	273
2	生活文化スポーツ部	文化振興課	美術館展覧会 ※県立美術館	海外の様々な美術作品・資料等を紹介する展示（企画展・常設展）を行い、多くの県民が海外の文化芸術に親しめる機会を提供する。		通年	38,062
3	産業労働観光部	国際経済課 （外交）	とちぎびとネットワーク 形成・運営事業	海外で活躍する「とちぎびと」とのネットワークを形成し、本県と「とちぎびと」との間での効果的な情報の受発信を行うことにより、本県の経済交流や友好交流等の各種事業への活用を図る。		通年	0
4	産業労働観光部	国際経済課 （外交）	外国青年招致事業	県に国際交流員を配置し、県のホームページ等を通じて外国の歴史・文化等を紹介するとともに、県民の国際理解を図る講座を実施する。また、県が主催する外国語指導助手に対する研修会を実施する。	米国1名、中国1名	随時	12,014
5	産業労働観光部	国際経済課 （外交）	国際交流員等の学校等への派遣 ※県、県国際交流協会	小・中・高校、又は地域等が実施する国際理解教育や国際理解講座の講師として、国際交流員、県国際交流協会職員、在県外国人等を派遣する。		随時	0
6	産業労働観光部	国際経済課 （戦略）	JICAと連携した国際協力 ※県、県国際交流協会	JICA海外協力隊の参加促進を図り、JICA栃木デスクの運営を支援するとともに、JICA教師海外研修参加者による研修・実践授業報告会を開催する。		随時	0
7	産業労働観光部	国際経済課 （外交）	国際交流推進事業	協定や覚書を締結している5つの都市及び、今後交流が見込まれる都市との友好交流並びに経済交流を推進する。	中・浙江省、仏・ヴォークリューズ県、米・インディアナ州、台・高雄市、越・ビンフック省	随時	917
8	産業労働観光部	国際経済課 （外交）	友好交流先との交流を担う人づくり	友好交流先との交流推進を担う人材を養成し、相互理解を深める。 浙江省へ友好交流員を派遣する。		随時	0
9	産業労働観光部	国際経済課 （外交）	在外県人会助成事業費	在外県人会活動への助成を行うことにより、本県のPRや交流を図る。	ブラジル、アルゼンチン、ペルー、パラグアイ、米国	随時	1,554
10	産業労働観光部	労働政策課	職業訓練外国人支援事業費	産業技術専門学校において日本語習得が不十分な外国人訓練生でも安心して学ぶことができるよう、外国人向け訓練支援員の配置や職業訓練指導員を対象とした講習会の実施、試験問題の対応等、受け入れ体制を整備する。		通年	3,568
11	教育委員会	生涯学習課	とちぎ県民カレッジ推進事業	県民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるため、関係機関等の連携のもと、学習機会を体系的かつ総合的に提供できる体制を整備し、その成果が地域で生かせるよう支援する。		通年	84
12	教育委員会	生涯学習課	とちぎ子どもの未来創造 大学推進事業	子どもたちの学力向上の基礎づくりのために、学校における学習に加えて、学ぶ意欲を高め主体的に学習に取り組む態度を涵養する必要があることから、県内の高等教育機関、民間企業等と連携しながら、子どもたちが「本物」に触れる学習機会を提供する。		7～1月	1,194

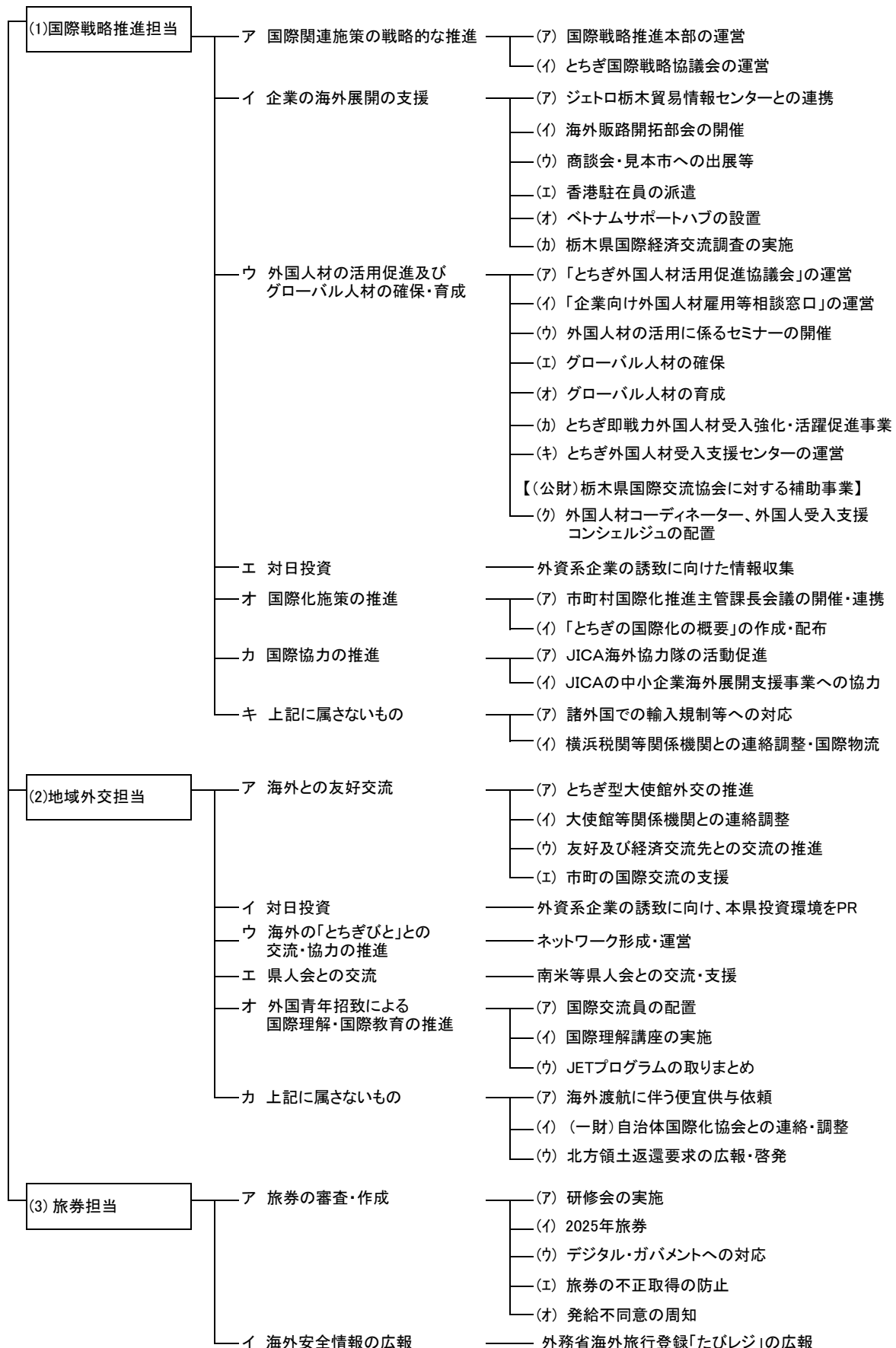
Ⅲ TPP11、BEU・EPA、日米貿易協定等

(単位：千円)

No.	部局名	課室名	事業名	事業内容	対象国・地域 (派遣・受入等がある場合も記入)	R 7 実施時期	R 7 予算額
1	農政部	農政課	とちぎ次世代スマート農業・農業DX推進事業費	本県農業の生産性向上に資するスマート農業及びデジタル技術の活用加速化を図る		通年	127,629
2	農政部	経済流通課	栃木の農産物ブランド価値深化推進事業費 (再掲分は除く)	本県の強み(豊富な農産物や新鮮さなど)を生かした品目横断のプロモーション等により、県産農産物のブランド価値向上を図る。		通年	31,328
3	農政部	経済流通課	「いちご王国・栃木」定着促進事業費	「いちご王国・栃木」の全国的な定着のため、いちごを活用したプロモーションを展開し、県産いちごのブランド価値向上を図る。		通年	38,033
4	農政部	経済流通課	県産農産物パートナーシップ構築推進事業費	卸売市場関係などの農産物流通に携わる事業者との連携により、飲食店等における本県農産物の継続的利用と消費者の認知度向上を図る。		通年	5,753
5	農政部	生産振興課	園芸大国とちぎ推進事業費	園芸生産の更なる拡大を図るため、トマトやにら、アスパラガスなど主力品目の育成や、地域の特色ある園芸産地づくり、施設園芸の分業化等を支援する。		通年	128,487
6	農政部	生産振興課	土地利用型園芸スケールアップ事業費	主食用米から需要が見込まれる露地野菜などの土地利用型園芸作物への転換を加速化するため、競争力の強い新たな土地利用型園芸産地づくりを支援する。		通年	73,186
7	農政部	生産振興課	強い農業づくり総合支援事業費	産地の競争力強化を実現するために必要な共同利用施設等の整備を支援する。		通年	800,000
8	農政部	生産振興課	産地生産基盤パワーアップ事業費	収益力強化に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入、集出荷施設等の整備を支援する。		通年	559,000
9	農政部	生産振興課	「いちご王国・栃木」戦略推進事業費	「いちご王国・栃木」の更なる発展のため、生産基盤強化に資する施設整備や分業化に向けた供給体制の強化を支援するほか、「とちあいか」の知名度向上やいちご消費拡大を図るため、PRイベント等の取組を支援する。		通年	80,244
10	農政部	生産振興課 経済流通課	栃木の米づくりプロジェクト推進事業費	収益性の高い米づくりの実現に向け、超低成本生産体制の確立、県オリジナル品種「とちぎの星」の品質向上や認知度向上、米粉用米等の地域内流通拡大への取組等を支援する。		通年	159,978
11	農政部	畜産振興課	畜産競争力強化対策事業費	畜産・酪農の収益力及び生産基盤の強化を図るため、家畜飼養管理施設等の整備を支援する。		通年	635,000
12	農政部	畜産振興課	とちぎの畜産ブランド確立推進事業費	県産牛肉の消費拡大を図るため、観光分野と連携した県産牛肉を味わえる宿泊プランの造成や県産牛肉の魅力の発信等を支援する。		通年	2,000
13	農政部	農地整備課	県単農業農村整備事業費	農業生産基盤の維持・強化を図るため、農地や水路、農道等の整備や、ため池等の施設補修などを支援する。		通年	247,420
14	農政部	農地整備課	土地改良事業計画調査費	農業生産基盤整備を推進するために必要な調査・計画策定を実施する。		通年	147,920

3 令和7(2025)年度 国際経済課で実施する主な事業

(1)事業体系



（２）国際戦略推進担当

○ 基本的な考え方

平成31（2019）年４月に設置した「栃木県国際戦略推進本部」を核として、令和３（2021）年３月に策定した「とちぎ国際戦略」に基づき、国際関連施策を総合的に展開し、相乗効果の最大化を図ることにより、目標（目指す姿）である「世界から選ばれとちぎ」の実現を目指す。

ア 国際関連施策の戦略的な推進

（ア）国際戦略推進本部の運営【参照：P. 20】

平成31（2019）年４月に設置した「栃木県国際戦略推進本部」により、国際関連施策の総合的かつ効果的な推進を図る。

（イ）とちぎ国際戦略協議会の運営

経済活動の最前線に身を置く民間有識者等の意見を踏まえながら、次期国際戦略について検討を行うとともに、戦略の進捗や方向性の確認を行い、経済環境の変化に柔軟に対応していく。

イ 企業の海外展開の支援

（イ）ジェトロ栃木貿易情報センターとの連携

事業内容：貿易・投資相談、セミナー・勉強会の開催、企業への個別専門的支援、バイヤー招へい・商談会開催、海外展示会への出展支援

開設年月：平成 27(2015)年 4 月

人員体制：会長（非常勤）の他、所長、所員、アドバイザー、アシスタント、その他の計 6 名
所在地等：宇都宮市ゆいの杜 1－5－40 とちぎ産業交流センター 2 F

所長：島川 博行（R6.7.16～）

TEL：028-670-2366 / FAX：028-670-2368 / Email：tcg@jetro.go.jp

<https://www.jetro.go.jp/tochigi/>

※運営費の地元負担あり（県、全市町、経済産業団体、農業団体、地域金融機関）

（ロ）海外販路開拓部会の開催

事業内容：フードバレーとちぎ推進協議会の「海外販路開拓部会（平成 27(2015)年 6 月設置）」における、海外販路の開拓に取り組む企業の掘り起こしや共同の取組への支援
・海外ビジネスチャレンジ塾（セミナー 4 回、国内輸出商社との商談会 1 回）
会員数：116 事業者（令和 7（2025）年 3 月現在）

（ハ）商談会・見本市への出展等

a 商談会・見本市への出展

【タイ】

●THAIFEX 2025

時 期：令和 7（2025）年 5 月 27 日～5 月 31 日

場 所：IMPACT Muang Thong Thani

出展数：県内企業 2 社

【台湾】

●FOOD TAIPEI 2025

時 期：令和 7（2025）年 6 月 25 日～6 月 28 日

場 所：台北南港展覽館

出展数：県内企業 1 社

b バイヤー招へいによる商談会

【東アジア・アセアン地域】

時 期：未定

場所等：宇都宮市内

招へい者：東アジア・アセアン地域のバイヤー 3 社程度

内 容：県内食品製造企業等との商談会、企業視察等

【欧州・北米地域等】

時 期：未定

場 所：宇都宮市内

招へい者：欧州・北米地域等のバイヤー 1 社程度

内 容：県内食品製造企業等との商談会、企業視察等

c 海外販路開拓・拡大支援事業費補助金

県内企業の海外展開の推進を図るため、海外見本市出展や海外電子商取引等に要する経費の一部に対して行う助成

補助対象者：県内に本社又は事業所がある中小企業等又はそのグループ

補助対象事業：①海外見本市等出展支援事業（オンライン含む）

②海外電子商取引事業

③海外向け商品開発・改良事業

④国際規格・認証取得事業

⑤外国人材受入支援事業

補助率：補助対象経費の 3/4 以内（上限 500 千円）

補助事業期間：交付決定の日から令和 8（2026）年 2 月末まで

d 海外におけるテストマーケティング

香港における販路開拓のため、香港事務所と連携し、現地スーパー（複数店舗）等で現地消費者を主なターゲットとした「栃木県フェア」を開催。県産加工食品やとちぎの酒及び県産農産物の安全性や魅力を PRするとともに、業務を委託する現地卸事業者によるフィードバックを今後の販路開拓に活用する。

(イ) 香港駐在員の派遣

県内中小企業等の東アジアや東南アジアへの海外展開を支援するため、香港駐在員を派遣

所在地：香港灣仔皇后大道東 183 號 ジェトロ香港センター内

TEL：+852-2501-7222 / FAX：+852-2868-1455

体 制：駐在員（県職員 1 名）、現地アシスタント 1 名

業 務：東アジア、東南アジア諸国の情報収集、ネットワーキング（人脈構築）

グローバル展開（県産品・県産農産物の輸出）の促進

外国人観光客の誘客推進

(オ) とちぎベトナムサポート拠点事業

ベトナム・ハノイ市に拠点を設置し、栃木県と同国中央及び地方政府等との調整とともに、県内事業者の同国進出、インバウンド誘客、人材確保等をサポート

(カ) 栃木県国際経済交流調査の実施

県内企業の輸出入や海外進出状況等を把握するため、県内企業 1,000 社を対象にしたアンケート調査の実施

ウ 外国人材の活用促進及びグローバル人材の確保・育成

【県事業】

(7) 「とちぎ外国人材活用促進協議会」の運営【参照：P. 21】

県内企業等による外国人材の適切な活用を促進するとともに、外国人材の受入に伴う諸課題についての検討や情報を共有するため、「とちぎ外国人材活用促進協議会」を運営する。

- a 主な構成員：企業、事業者、関係団体、市町、国際交流協会、専門家等
- b 主な活動内容：外国人材の雇用に関する情報の提供及び共有。ネットワークの構築等

(4) 「企業向け外国人材雇用等相談窓口」の運営【参照：P. 22】

企業等から外国人労働者の雇用や在留資格等に関する相談を受け付けるための専門家による相談窓口を運営する。

(5) 外国人材の活用に係るセミナーの開催

外国人労働者を雇用しようとする企業や技能実習監理団体等を対象に、外国人労働者の適切な雇用等に関するセミナーを開催する。

(E) グローバル人材の確保

海外展開を目指す県内企業等の人材確保を支援するため、「県内企業等とグローバル人材（外国人留学生等）とのマッチング（合同企業説明会）」を実施する。

(F) グローバル人材の育成

大学生等を対象とした、グローバル社会を担う人材を育成する。

(カ) とちぎ即戦力外国人材受入強化・活躍促進事業

高度外国人材の採用を希望する県内企業や本県に就職を希望する高度外国人材の募集、県内企業と外国人材のマッチング、内定を受けた高度外国人材に対して、能力に応じたとちぎ就職プログラムの実施、高度外国人材の渡航支援などを一体的に支援する。

(キ) とちぎ外国人材受入支援センターの運営【参照：P. 23】

外国人材の活用に係る相談、人材確保・定着支援、及び国の制度変革に係る理解促進などを総合的に支援する「とちぎ外国人材受入支援センター」を設置し、外国人材受入支援コンシェルジュを配置し、オーダーメイド研修を実施する。

【（公財）栃木県国際交流協会に対する補助事業】

(ク) 外国人材コーディネーター、外国人材受入支援コンシェルジュの配置

外国人材の円滑な受入れ及び適切な活用を促進するため、企業や技能実習監理団体、海外の送り出し機関などから情報収集を行い、外国人材の雇用に取り組む企業の支援や企業と団体等との総合的な調整を行う外国人材コーディネーターに加え、県内企業に対する相談対応のほか、企業の要望に応じたオーダーメイド研修等を行う外国人材受入支援コンシェルジュ（2名）を配置する。

エ 対日投資

外資系企業の誘致

外資系企業に対し、とちぎ型大使館外交等を活用し、本県の投資環境をPR

オ 国際化施策の推進

国際化施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「市町村国際化推進主管課長会議」等を実施し、関係者との連携を図る。

カ 国際協力の推進

(7) JICA海外協力隊の活動促進【参照：P. 24, 25】

独立行政法人国際協力機構（JICA）の事業であるJICA海外協力隊（青年海外協力隊、シニア海外協力隊等）の募集への協力とともに、JICA海外協力隊の国際協力活動への参加促進・啓発を図る。

(4) JICAの中小企業海外展開支援事業への協力【参照：P. 26】

独立行政法人国際協力機構（JICA）の事業である中小企業・SDGsビジネス支援事業に関して、県内企業への周知を行うほか、JICA主催セミナーの後援等を行っている。

キ ア〜カに属さないもの

(7) 諸外国での輸入規制等への対応

(4) 横浜税関宇都宮出張所、日本関税協会横浜支部栃木地区協議会等関係機関との連絡調整

栃木県国際戦略推進本部

背景

TPP11や日EU経済連携協定、新たな在留資格「特定技能」の創設による外国人材の受入れ拡大等、国内外で本県経済を取り巻く環境は大きく変化

課題

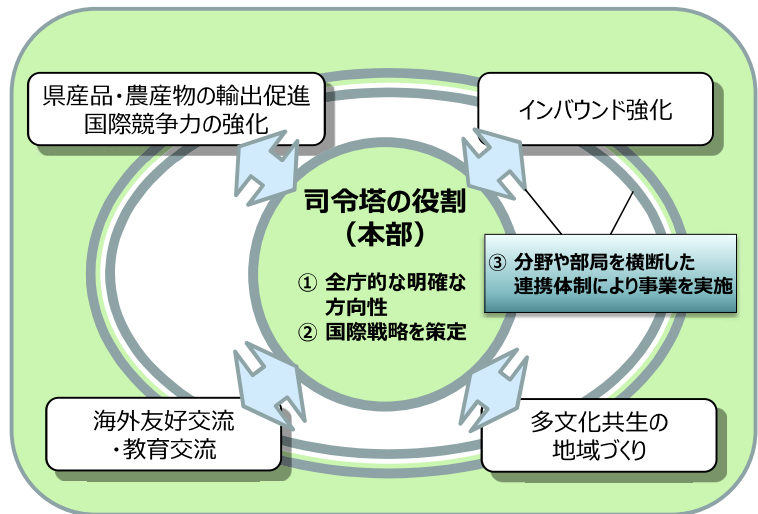
本格的な人口減少社会が到来し、国内需要の減少や労働力不足が懸念される中、本県を取り巻く環境の変化を、10年後、20年後を見据えた**県勢を飛躍させる大きなチャンス**ととらえた、**全庁一丸となった取組体制**の構築

- ① より統一のかつスピーディな意志決定
- ② より多角的かつ戦略的な立案・企画
- ③ より効率的かつ効果的な事業執行

国際戦略推進本部の設置

(平成31(2019)年4月)

- ① 全庁的に取り組むべき方向性の明確化
- ② 国際化を計画的に推進する戦略の策定
- ③ 分野や部局を横断した緊密な連携体制による事業展開

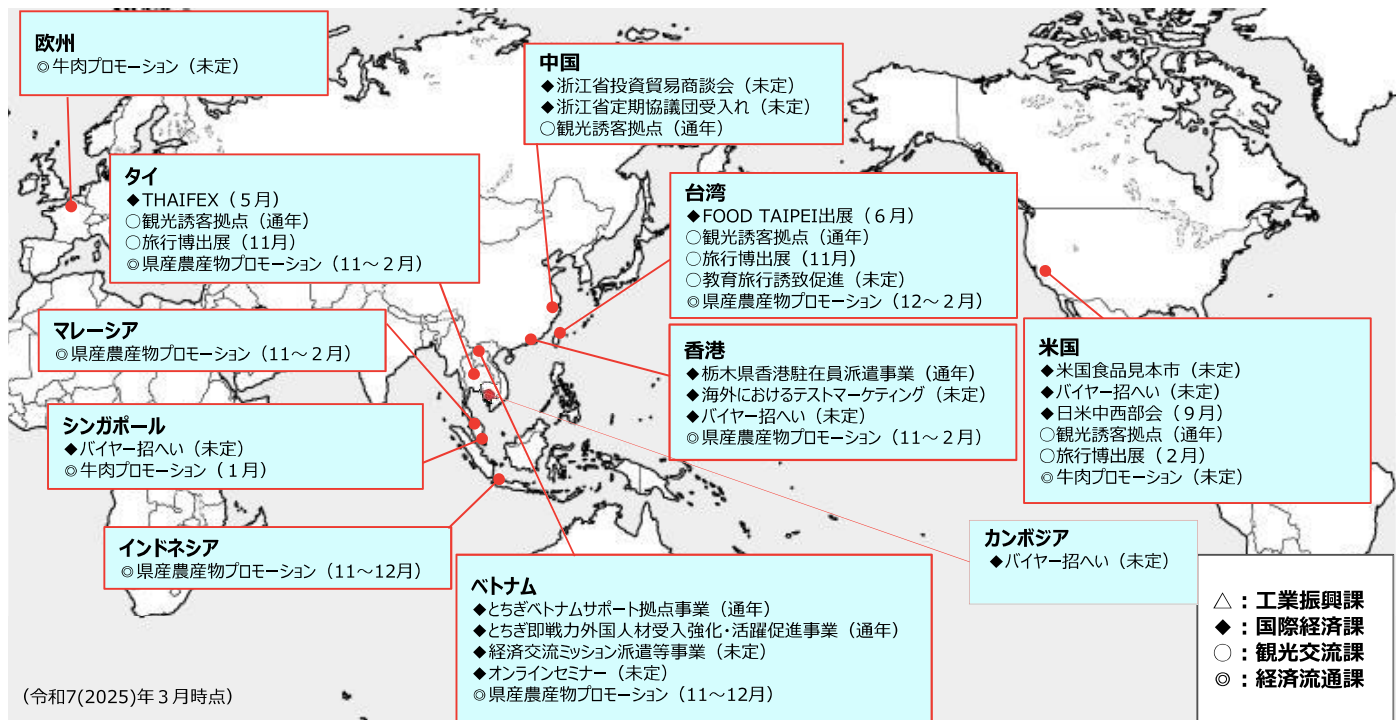


※設置時のイメージ

「世界から選ばれるとちぎ」を推進

令和7(2025)年度の主な国際化関係事業

国際化関係事業については、とちぎ国際戦略に基づき、分野や部局を横断した緊密な連携を図り、より高い相乗効果を発揮できるよう全庁一丸となって事業を実施していく。



国内で(から)実施するもの

- ◆海外販路開拓部会における連続講座の開講(7~9月) ◆国内輸出商社との商談会(12月) ◆海外販路開拓・拡大支援事業費補助金(通年)
◆とちぎ型大使館外交推進事業(随時) ◎海外バイヤー招へい(未定) ◎海外インフルエンサーを活用した情報発信(通年) ◎輸出産地の育成支援(通年)
○とちぎ観光デジタルマーケティング事業(通年) ○インバウンド観光誘客マネジメント事業(未定) ○訪日旅行商品造成助成事業(通年) など

とちぎ外国人材活用促進協議会の運営について

県内企業等による外国人材の適切な活用を促進するとともに、外国人材の受入に伴う諸課題についての検討や情報を共有するため、企業や事業者、関係団体、市町、国際交流協会、専門家等で組織する協議会を運営する。

1 促進協議会の概要

- (1) 設立日 設立総会：令和元(2019)年6月3日(月)
- (2) 組織 総会(全体会)、幹事会、部会(製造業、農業、介護、建設業、サービス業の5つ)を置く。
- (3) 役員 会長 1団体(栃木県)
副会長 5団体(関係団体)
幹事 7団体(市町、学識、金融機関、弁護士、行政書士)
オブザーバー 4団体(東京出入国在留管理局等)
会員 384名(令和7(2025)年5月現在)

※会員：県内の外国人材の適切な活用や受入れ体制整備等に関心のある企業や事業者、関係団体、市町、国際交流協会、弁護士、行政書士、教育機関、金融機関等を対象に募集する。

2 令和7(2025)年度総会について

- (1) 日時 令和7(2025)年5月23日(金)14時30分～19時
- (2) 会場 (総会) 栃木県総合文化センター 特別会議室、(交流会) ニューみくら
- (3) 議事 [第1号議案] 役員・オブザーバー(案)について
[第2号議案] 令和6(2024)年度事業報告について
[第3号議案] 令和7(2025)年度事業計画(案)について
- (4) 基調講演 「外国人材が活躍・定着する企業・地域とは?—外国人留学生から選ばれる企業になるために—」
講師：群馬大学 大学教育・学生支援機構 教授 結城 恵 氏
- (5) 企業の取組事例紹介 株式会社アルレクス、オグラ金属株式会社
- (6) 出席者 とちぎ外国人材活用促進協議会会員等 107名(交流会参加者 54名)
- (7) 結果 各議案について承認された

とちぎ外国人材活用促進協議会 役員・オブザーバー

名称	企業・団体等名
会長	栃木県
副会長	一般社団法人栃木県経営者協会
副会長	栃木県農業協同組合中央会
副会長	栃木県建設産業団体連合会
副会長	栃木県社会福祉法人経営者協議会
副会長	栃木県ホテル生活衛生同業組合
幹事	栃木県市長会
幹事	栃木県町村会
幹事	宇都宮大学
幹事	株式会社足利銀行
幹事	株式会社栃木銀行
幹事	宇都宮中央法律事務所
幹事	栃木行政書士会
オブザーバー	東京出入国在留管理局宇都宮出張所
オブザーバー	栃木労働局
オブザーバー	ジェトロ栃木貿易情報センター
オブザーバー	国際協力機構筑波センター(JICA 筑波) ※R7.6.4～追加

企業向け外国人材雇用等相談窓口

※対象は、外国人を雇用している、または雇用しようとする県内の企業や事業者等です。

外国人を雇用する際の注意点は？

うちの仕事で受入れられるのか？
受入れ前にすることは？

無料です

在留資格の変更

どんな手続きが必要？

ビザの取得

外国人の労務管理は
どうすればいいの？

就業規則違反への対応は
どうすればいいの？

入国管理

技能実習生の受入は？
特定技能外国人の受入は？

グローバル人材（留学生、
在住外国人）の活用は？

お気軽に
ご相談ください!!

※事前にご予約ください。

外国人材の雇用等のご相談に専門家が対応いたします

- 弁護士による法律相談 **随時対応**
- 社会保険労務士による労務相談 **随時対応**

ご予約はこちらの二次元コードから受付シートまで



企業向け
外国人材受入れ支援

■相談窓口へのお問い合わせ

公益財団法人栃木県国際交流協会内
とちぎ外国人材受入支援センター

TEL 028-621-0019

外国人材コーディネーターまで

メール：csupport@tia21.or.jp

URL：tia21.or.jp

〒320-0033 宇都宮市本町 9-14

開館時間：9:00～17:00 休館日：日曜・月曜・祝日

◆駐車台数に限りがあります。公共交通機関の利用にご協力下さい。

◆県庁前バス停から徒歩5分 東武宇都宮駅から徒歩8分 - 22 -



とちぎ外国人材受入支援センター

TEL 028-621-0019



県内企業等における外国人材の円滑な受入れや適切な活用を促進するため、外国人材の受入れ（確保・定着）に係る支援をいたします！

外国人材
コーディネーター

- 企業等が抱える外国人受入れの悩みや課題の相談に乗り、共に課題の解決に取り組めます。
- 課題を解決するための情報を収集し提供します。
- 課題解決に向け、必要に応じて弁護士、行政書士、社会保険労務士の専門家に取次ぎます。

外国人材受入支援
コンシェルジュ

- 今後の育成就労制度及び特定技能制度における、外国人受入れ企業等からの外国人材確保・定着等に係る相談に対応します。
- 外国人材の定着に向けた指導や育成に関する「オーダーメイド研修」の相談に対応します。
- 日本人従業員と外国人材の円滑なコミュニケーションを行うための情報を提供します。

Tochigi International Association

JICA海外協力隊の活動促進について

独立行政法人国際協力機構（JICA）の事業であるJICA海外協力隊¹（青年海外協力隊、シニア海外協力隊等）の募集に協力するとともに、JICA海外協力隊の国際協力活動への参加促進を図る啓発事業を行っている。

① 青年海外協力隊／海外協力隊（一般案件）

開発途上にある国々へ技術・技能を持った日本の青年ボランティアを派遣し、その国々の地域づくり、人づくりに協力することを目的として、昭和40（1965）年度に発足した政府事業である。

事業発足以来約60年間に協力隊員が派遣された国の数は93か国（アジア、中近東、アフリカ、中南米、大洋州、欧州）、参加した隊員数は延べ48,505人にのぼる。

（R7（2025）年3月末現在）

ア 派遣職種 約190以上の職種あり。計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9つの分野に大別される。

イ 募集 年2回（春と秋）

ウ 資格 満20歳以上満69歳以下の日本国籍を有する者

エ 選考 以下の選考過程を通じて、人物、技術、語学、健康、適性の観点で総合的に審査を行う。

一次選考：書類審査、健康診査、適性テスト、語学力審査

二次選考：面接試験、健康診査（該当者のみ）

〔合格者には、出発前に73日程度の派遣前訓練が実施される。〕

オ 派遣期間 1年から2年まで（任期1か月～1年未満の「短期派遣」も募集している。）

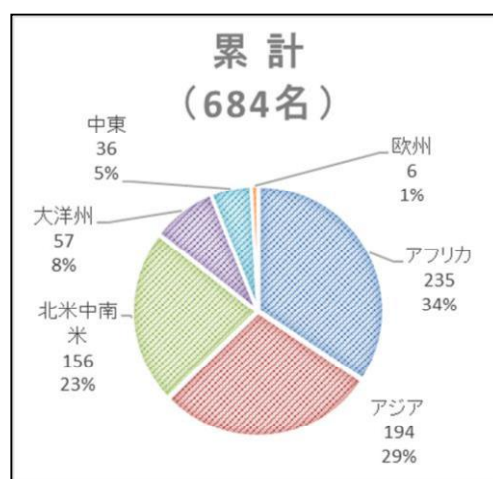
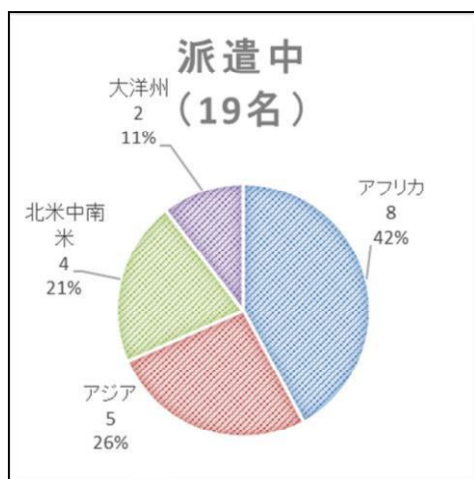
カ 本県の派遣実績等

本県からは、これまで684名が協力隊員として派遣され、現在も19名が活躍中。

（R7（2025）年3月末現在）

（単位：人）

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	累 計
1	2	8	20	19	684



② シニア海外協力隊（シニア案件）

シニア海外協力隊は、開発途上国からの技術援助の要請に応えるため、幅広い技術や豊かな経験を有する中高年の方で、ボランティア精神に基づき、途上国の発展に貢献したいという人々の希望を実現させることを目的に制度化されたボランティア支援事業の一つである。

平成2（1990）年度の事業発足以来派遣された国の数は79か国（アジア、中近東、アフリカ、中南米、大洋州、欧州）、参加した人数は延べ6,723人にのぼっている。

（R7（2025）年3月末現在）

ア 派遣分野 青年海外協力隊の分野と同様

イ 募集 年2回（春と秋）

ウ 資格 満20歳以上満69歳以下の日本国籍を有する者

エ 選 考 以下の選考過程を通じて、人物、技術、語学、健康、適性の観点で総合的に審査を行う。

一次選考：書類審査、健康診査、適性テスト、語学力審査、技術審査

二次選考：面接試験、健康診査（該当者のみ）

〔合格者には、出発前に 73 日程度の派遣前訓練が実施される。〕

オ 派遣期間 1 年から 2 年まで（任期 1 か月～1 年未満の「短期派遣」も募集している。）

カ 本県の派遣実績等

本県からは、これまで 77 名が派遣され、現在も 1 名が活躍中。

（R 7（2025）年 3 月末現在）

（単位：人）

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	累計
0	2	1	1	1	78

③ 日系社会青年海外協力隊／日系社会海外協力隊（一般案件）

日系社会青年海外協力隊は、中南米の日系人社会に対して、その一層の発展を図るために、優秀な技術とボランティア精神に富んだ日本の青年を派遣するものである。

昭和 60（1985）年度の事業発足以来派遣された国の数は中南米 9 か国、参加した人数は延べ 1,659 人にのぼっている。

（R 7（2025）年 3 月末現在）

ア 派遣分野 青年海外協力隊の分野と同様

イ 募 集 年 2 回（春と秋）

ウ 資 格 満 20 歳以上満 69 歳以下の日本国籍を有する者

エ 選 考 青年海外協力隊の選考とほぼ同様

オ 派遣期間 2 年

カ 本県の派遣実績等

本県からは、これまで 21 名が派遣された。

④ 日系社会シニア海外協力隊（シニア案件）

日系社会シニア海外協力隊は、中南米の日系社会への支援活動の一つとして、日系社会の要請に応じて、ボランティア精神に富み実務経験の豊富な人材を派遣し、現地日系社会への貢献を通じて国際協力に資するものである。

平成 2（1990）年度の事業発足以来派遣された国の数は中南米 10 か国、参加した人数は延べ 555 人にのぼっている。

（R 7（2025）年 3 月末現在）

ア 派遣分野 青年海外協力隊の分野と同様

イ 募 集 年 2 回（春と秋）

ウ 資 格 満 20 歳以上満 69 歳以下の日本国籍を有する者

エ 選 考 青年海外協力隊の選考とほぼ同様

オ 派遣期間 2 年

カ 本県の派遣実績等

本県からは、これまで 4 名が派遣された。

⑤ J I C A 栃木デスクの概要

栃木県を所管している J I C A 筑波が、とちぎ国際交流センター内に「地域の J I C A 窓口」として J I C A 栃木デスクを設置している。窓口には国際協力推進員が常駐しており、J I C A が実施する事業に対する支援、広報及び啓発活動の推進、自治体が行う国際協力事業との連携促進等の業務を行っている。

ⁱ JICA 海外協力隊は、2 つの応募区分によって呼称が異なる

① 一般案件：広く職種で応募する区分。20～45 歳の方を青年海外協力隊／日系社会青年海外協力隊、46～69 歳の方を海外協力隊／日系社会海外協力隊と呼ぶ。

② シニア案件：一定以上の経験・技能等が必要な個別案件へ応募する区分。20～69 歳の方をシニア海外協力隊／日系社会シニア海外協力隊と呼ぶ。

JICAの中小企業・SDGs ビジネス支援事業について

JICA では、中小企業が有する優れた技術・製品を途上国の開発に活用し、開発課題の解決と国内経済の活性化を目指して、中小企業の海外展開の支援事業を実施している。また、中小企業の海外展開を支援することで地域活性化に貢献することも期待される。

本県の採択実績 12 件

番号	採択日	分野	対象国
	企業名	調査名	
1	2016. 2. 22 里山エネルギー(株)	環境・エネルギー ハイブリッド型ロケットクッキングストーブとエコ燃料の製造販売事業基礎調査	マダガスカル
2	2018. 8. 16 中里建設(株)	水の浄化・水処理 都市給水の水質および供給力を向上するための送配水管内洗浄案件化調査	インドネシア
3	2019. 1. 28 (株)アンシブル (株)美工電気	環境・エネルギー 見える化技術による電力利用効率化に係る案件化調査	ミャンマー
4	2019. 1. 28 シンテックス(株)	福祉 高齢者・障害者向けいす式階段昇降機・段差解消機事業の案件化調査	ベトナム
5	2019. 8. 23 (株)ツルオカ	廃棄物処理 「RECYINT」ビジネスモデルの市場参入可能性にかかる基礎調査	フィリピン
6	2019. 8. 23 (株)関東農産	農業 品質と生産性を向上させる園芸用有機培土の現地製造に係る案件化調査	タイ
7	2019. 8. 23 オグラ金属(株)	農業 ダラット高原花卉栽培技術高度化にかかる案件化調査	ベトナム
8	2020. 2. 6 (有)佐野機工	その他 警備資機材導入による犯罪減少への貢献にかかる案件化調査	マレーシア
9	2020. 9. 24 キャノンメディカルシステムズ(株)	保健医療 ガボン共和国ウイルス検出システムに関するビジネス案件化調査	ガボン
10	2023. 2. 17 (株)北研	農業 高温耐性シイタケと生産者ネットワークによるキノコ産業育成のためのニーズ確認調査	ネパール
11	2023. 2. 17 (株)ツルオカ	廃棄物処理 RECYINT パイロットモデル起点の戦略的マルチステークホルダー・プロセスによるビジネス化実証事業	フィリピン
12	2023. 12. 26 (株)関東農産	農業 未利用資源を活用した園芸用育苗培土の普及・実証・ビジネス化事業	タイ

(3) 地域外交担当

○ 基本的な考え方

とちぎ国際戦略に掲げる4つの基本戦略のうち「国際交流・協力の促進（経済交流・友好交流）」を所管。地域経済の活性化や人材育成に寄与する国際交流や国際協力に取り組むとともに、県民の豊かな国際感覚の醸成により、国と国、人と人との信頼関係を築く国際交流・協力を促進する。

ア 海外との友好交流

(7) とちぎ型大使館外交の推進

知事が駐日大使等へ本県の魅力・実力を発信し、インバウンド誘客促進や県産農産物等の販路開拓・拡大を目指す。

(イ) 大使館等関係機関との連絡調整

知事等による大使館訪問、各国大使等による知事表敬時などの連絡調整

(ウ) 友好交流先等との交流の推進

a 中国・浙江省との交流

- ・平成5(1993)年、友好提携協定を締結
- ・以降、定期協議交流団の派遣・受入、国際交流員の受入、浙江省友好交流員の派遣等を実施
- ・平成30(2018)年、友好提携25周年として相互訪問を実施
- ・令和3(2021)年、オンラインによる定期協議の実施、オンラインによる経済セミナーの開催
- ・令和4(2022)年、浙江美術館との相互写真展の開催
- ・令和5(2023)年、栃木県立博物館で浙江省絵画・風景写真展を開催
- ・令和6(2024)年、国際交流員(CIR)の配置、浙江省へ定期協議団の派遣
- ・今後は、引き続き人的交流を継続するとともに、多方面での交流等について検討

b フランス・ヴォークリューズ県との交流

- ・平成元(1989)年、交流事業を開始
- ・平成20(2008)年、交流協力に関する協定を締結
- ・とちぎプロヴァンス協会とプロヴァンス・ジャポン協会との民間レベルでの交流等を支援
- ・令和元(2019)年、友好交流30周年としてモーリス・シャベール議長一行が来県
- ・令和5(2023)年2月、県内高等学校の海外研修旅行におけるヴォークリューズ県議会訪問
- ・令和6(2024)年2月、フランスの食文化をテーマとしたフランスセミナー開催
- ・令和7(2025)年2月、県内高等学校の海外研修旅行におけるヴォークリューズ県議会訪問
- ・今後は、県内民間団体等の自主的な交流を支援するとともに、食と文化を中心に、交流先を紹介するイベントの開催等を検討

c アメリカ・インディアナ州との交流

- ・平成11(1999)年、姉妹提携協定を締結
- ・令和元(2019)年、姉妹提携20周年としてエリック・ホルコム知事一行が来県
- ・令和2(2020)年、オンラインよさこいフェスティバルを開催
- ・令和3(2021)年、パデュー大学との間における同意書を更新
- ・令和5(2022)年、州政府主催レセプション（東京）にてエリック・ホルコム知事と会談
- ・令和6(2024)年、知事インディアナ州訪問（グローバルエコノミックサミット）にてエリック・ホルコム知事と会談
- ・今後は、大学間交流や経済交流の一層の促進とともに、スポーツ等の新たな交流について検討

d 台湾・高雄市との交流

- ・平成 29(2017)年 2 月、経済分野及び教育分野における友好協力に関する覚書を締結
- ・平成 30(2018)年 2 月、栃木県観光物産協会と高雄市観光協会との間で観光交流に関する覚書を締結
- ・令和元(2019)年 11 月、宇都宮東ロータリークラブが鳳山西區ロータリークラブ（台湾高雄市内）と姉妹クラブ締結
- ・令和 3 (2021)年、観光 PR 動画等の相互発信・展示を開催
- ・令和 5 (2023)年 11 月、観光交流課が訪台した際、高雄市長宛ての知事親書を手交
- ・令和 6 (2025)年 11 月、高雄市と共催で経済オンラインセミナーを開催
- ・今後は、県内民間団体等の自主的な交流を支援するとともに、経済分野での新たな交流等について検討

e ベトナム・ビンフック省との交流

- ・令和 3 (2021)年 11 月、ベトナム首相一行の来県に合わせ、ビンフック省と、貿易投資や農業等、産業分野に関する経済交流の促進を内容とする覚書を締結
- ・令和 4 (2022)年 12 月、知事及び県議会議員等の本県訪問団がビンフック省を訪問。同省書記兼議長と会談を実施した他、本県、ビンフック省、住友商事(株)、第三タンロン工業団地の四者間で「ベトナム社会主義共和国ビンフック省における工業団地優遇措置に関する協定書」を締結
- ・令和 5 (2023)年 11 月、知事及び県議会議員等の本県訪問団がビンフック省を訪問。同省書記兼議長と会談を実施した他、日系企業の現地生産拠点や現地資本の物流センター等の投資環境の調査を実施
- ・令和 6 (2024)年 11 月、県幹部や県内企業等からなる訪問団がビンフック省を訪問。副人民委員長会談や投資環境調査等を実施。
- ・今後も引き続き相互理解を深めながら、経済分野での交流について検討

(f) 市町の国際交流の支援

県内 14 市 3 町において、海外 30 都市と友好姉妹提携、主に教育分野で交流

今後は、経済分野をはじめ幅広い分野での交流に対応していくため相互に連携

イ 対日投資

外資系企業誘致に向け、とちぎ型大使館外交等での要人との面会の機会において、本県の投資環境を PR

ウ 海外の「とちぎびと」との交流・協力の推進【参照：P. 53】

本県が受け入れた国際交流員や海外技術研修員、海外の「とちぎ未来大使」、「栃木県人会」など、海外で活躍する「とちぎびと(※)」を通して、とちぎの魅力を発信

※「とちぎびと」：次の①～③に該当する人についての総称

- ①栃木県民であり海外において活躍する人
- ②海外から栃木県に在住した後、海外において活躍する人
- ③本県にゆかりがあり、海外において活躍する人

エ 県人会との交流

・南米等県人会との交流・支援【参照：P. 54】

南米等に移住した栃木県出身者の子孫等によって組織される南米等 6 県人会に対する助成金の交付等による支援

令和元(2019)年度に、南米県人会から高校生を受入れ、本県高校生との交流を通じた国際感覚の醸成や、県人会との相互理解・友好交流を促進する事業を再開したが、コロナ禍により令和 2～4 年度は中断。以下の代替事業を実施した。

令和 2 (2020) 年度	①栃木県紹介動画のスペイン語、ポルトガル語版作成 ②県海外移住家族会から南米県人会向けのビデオレター作成
令和 3 (2021) 年度	南米への移住の歴史等に関するデジタルブック作成
令和 4 (2022) 年度	本県と南米の学生によるオンライン交流イベントの開催
令和 5 (2023) 年度	南米栃木県人会向けオンラインワークショップを実施

オ 外国青年招致による国際理解・国際教育の推進【参照：P. 55, 56】

(7) 国際交流員の配置

アメリカ出身と中国出身の国際交流員の配置（国際経済課）

(4) 国際理解講座の実施

(5) J E T プログラムの取りまとめ

県内に配置されている外国語指導助手（A L T）及び国際交流員（C I R）の取りまとめを行っている。

カ ア～オに属さないもの

(7) 海外渡航に伴う便宜供与依頼

(4) （一財）自治体国際化協会との連絡・調整

(5) 北方領土返還要求運動の広報・啓発【参照：P. 57】

○ 友好交流先等との交流の推進

a 中華人民共和国浙江省との友好交流

栃木県と浙江省との間では、昭和 61（1986）年に交流の窓口を両県省に設置して以降、県民の代表団や「青年の船」の派遣、浙江省文化芸術団や技術研修員の受入れ、教育、農林業、商工業などの調査団の相互派遣を通じて、交流の輪を徐々に広げてきた。

このような交流を積み重ねた結果、平成 5（1993）年 10 月 13 日、当時の渡辺文雄知事と萬学遠省長が「友好提携協定書」に調印し、正式な友好県省提携が実現した。

平成 9（1997）年 11 月には、長年にわたる両県省の友好交流のシンボルとして、栃木浙江友好会館が杭州市の西湖畔に建設された。この会館は、県花「やしおつつじ」に因んで「杜鵑楼（とけんろう）」と名付けられ、本県の市民訪中団体など、浙江省を訪れる人々に利用されている。

また、平成 6（1994）年から、浙江省からの国際交流員の受入れを行っており、これまで浙江省から 27 名の国際交流員が国際経済課に勤務している。

現在は、定期協議交流団の相互派遣に加え、民間団体による交流団の派遣・受入れ、浙江大学で語学研修を行う友好交流員の派遣など、活発な交流が続いている。

【栃木県と浙江省の交流の主な歴史】

1986年(昭和61年)	両県省に窓口設置(覚書交換) 県民の翼訪中団(第4次)を浙江省に派遣 県民の日に「浙江省文化芸術団」公演
1987年(昭和62年)	「青年の船」の浙江省派遣開始 浙江省から技術研修員受入れ開始
1988年(昭和63年)	食と緑の博覧会で「浙江省文化芸術総団」公演
1989年(平成元年)	許行貫副省長来県、「友好交流に関する協定書」締結
1990年(平成 2年)	渡辺知事浙江省訪問 西湖もくせいマラソン大会への県選手団派遣開始
1991年(平成 3年)	「浙江省越劇団小百合」が県内公演
1992年(平成 4年)	栃の葉記念マラソン大会への浙江省選手団招聘開始 県立博物館10周年記念「浙江省文物展」開催 乞洪升省長来県
1993年(平成 5年)	萬学遠省長来県、「友好提携協定書」締結
1994年(平成 6年)	栃木県交響楽団が浙江省で公演 栃木県友好交流員の浙江省派遣開始 渡辺知事、吉成県議会議長浙江省訪問
1995年(平成 7年)	国民文化祭に「杭州雑技芸術総団」参加
1997年(平成 9年)	栃木浙江友好会館「杜鵑楼」竣工、渡辺知事、新井県議会議長、県民訪中団等浙江省訪問 高校生の相互交流事業開始
1998年(平成10年)	友好会館敷地に「友誼碑」及び「東坡亭」落成
2000年(平成12年)	柴松岳省長来県 「浙江省青少年民族音楽団」が第17回全国都市緑化とちぎフェアで公演
2001年(平成13年)	福田昭夫知事浙江省訪問
2002年(平成14年)	日中国交正常化30周年記念「日中青年フォーラム」(杭州市)に定期協議団参加
2003年(平成15年)	栃木県・浙江省友好提携10周年記念式典の相互開催(福田昭夫知事浙江省訪問)
2004年(平成16年)	浙江省人民代表大会友好代表団(団長:張鳳鳴常務委員会委員)来県 浙江省人民政府代表団(団長:章猛進常務副省長)来県 中国華東地域栃木県企業人会発足 中国投資環境調査ミッション派遣
2005年(平成17年)	福田富一知事、木村好文県議会議長浙江省訪問 中国ミッション(観光 PR)派遣 YOKOSO! JAPAN2005 杭州ジャパンフェスタ出展(知事・議長トップセールス)

2006年(平成18年)	浙江省人民对外友好協会設立50周年記念式典に副知事出席 浙江省友好代表团(団長:夏宝龍中国共産党浙江省委員会副書記)の受入れ
2007年(平成19年)	養豚場糞尿処理視察団の受入れ 次世代人材づくり事業による派遣開始 浙江省代表団の受入れ
2008年(平成20年)	浙江省青年連合会代表団の受入れ 中国旅行エージェント招請
2009年(平成21年)	栃木県・浙江省書法友好交流展開催 浙江省科技厅日本韓国事務協商団の受入れ 浙江省政府代表团(団長:王建満副省長)の受入れ
2010年(平成22年)	浙江省投資貿易商談会に栃木県ブース出展 麻生利正副知事浙江省訪問 浙江省にて「栃木友人会」発足
2011年(平成23年)	浙江省投資貿易商談会に栃木県ブース出展
2012年(平成24年)	浙江省経済交流促進機構(王建良事務局長ほか)の受入れ 浙江省投資貿易商談会に栃木県ブース出展
2013年(平成25年)	浙江省投資貿易商談会に栃木県ブース出展 栃木県-浙江省友好提携20周年記念による相互訪問 ・浙江省交流代表团(団長:馮明浙江省人民代表大会常務委員会副主任)の受入れ ・栃木県交流代表团(団長:佐藤順一副知事)の派遣
2014年(平成26年)	浙江省経済交流促進機構(孫宏事務局長ほか)の受入れ 浙江省投資貿易商談会に栃木県ブース出展 浙江省体育局訪日代表团(団長:孫光明体育局長)の受入れ
2015年(平成27年)	定期協議交流団の派遣(団長:荒川産業労働観光部長) 定期協議交流団の受入れ(団長:虞希華副主任) 浙江省総工会の受入れ(団長:浙江省総工会周副主席) 浙江省科技訪日団の受入れ(団長:浙江省対外科技交流中心張要武副主任) 浙江省環境取材訪問団の受入れ(団長:沈国権副処長)
2016年(平成28年)	浙江省義烏市訪問団の受入れ(団長:義烏市外事僑務弁公室黄衛勇主任) 浙江伝媒大学訪問団の受入れ
2017年(平成29年)	浙江伝媒大学訪問団の受入れ 定期協議交流団の派遣(団長:須賀国際課長) 浙江省科技訪日団の受入れ(団長:浙江省科学技術庁国際科技合作処曾処長) 浙江省総工会代表団の受入れ(団長:浙江省総工会干部学校譚副校長)
2018年(平成30年)	浙江伝媒大学訪問団の受入れ 浙江省科技訪問団の受入れ(団長:浙江省科学技術庁社会發展科技処施副処長) 栃木県-浙江省友好提携25周年記念による相互訪問
2019年(令和元年)	浙江伝媒大学訪問団の受入れ 浙江省科技訪問団の受入れ(団長:中共浙江省委組織部人材工作弁公室副主任) 浙江省へ救援物資を送付
2020年(令和2年)	浙江省から救援物資を受領
2021年(令和3年)	定期協議の実施(オンライン) 経済セミナーの実施(オンライン)
2022年(令和4年)	浙江美術館で栃木県風景写真展を開催 栃木県立美術館で浙江省風景写真展を開催
2023年(令和5年)	栃木県立博物館で浙江省絵画・風景写真展を開催 浙江省科技訪問団の受入れ(団長:浙江省科技交流和人才服務中心張要武主任)
2024年(令和6年)	定期協議交流団の派遣(団長:福田国際経済課長) 栃木県友好交流員の浙江省派遣再開 浙江省科技訪問団の受入れ(団長:浙江省科技交流和人才服務中心張要武主任)

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020(令和2)年~2022(令和4)年の間は、人的交流は実施せず。

【浙江省の概要】

浙江省(省都:杭州市)は、中国東南部、揚子江デルタ地区の南側に位置し、中国最大の都市である上海に隣接している。自然に恵まれ、昔から「魚米の里、絹とお茶の産地、文化財の邦、観光の地」と呼ばれてきた。総合的な農作物の産地であるとともに、漁業も盛んであり、観光資源にも恵まれている。経済も順調な発展を遂げており、2023年の省・直轄市別GDPは、広東省、江蘇省、山東省に次いで中国国内で第4位であった。

書記：王浩（就任：2024年10月）

省長：劉捷（就任：2025年1月）

① 歴史

浙江省の歴史は古く、5万年前の旧石器時代から「建徳人」が居住していた。新石器時代の遺跡は省内で100カ所以上発見されており、河姆渡文化（7000年前）、良渚文化（5000年前）等が栄えていた。

春秋時代（紀元前770年～紀元前403年）には、「呉」と「越」の国に属し、越の国は紹興に都を置いた。唐代には浙江西・東道が置かれ、12世紀の南宋王朝の都は臨安（現在の杭州）に置かれた。明代には浙江行中書省と呼ばれ、清代に浙江省と改称された。

省都杭州は西湖を有し、13世紀に訪れたマルコポーロはその繁栄ぶりを「世界で最も美しく華やかな町」と絶賛した。

詩人、書家として有名な蘇東坡（蘇軾）は、北宋（11世紀）の時代、杭州の知州（州知事）を務め、西湖に蘇堤を築いた。明の時代のものである蘇東坡の石像が、杜鵑楼（栃木・浙江友好会館）の工事現場から出土し、現在、会館敷地内の東坡亭（1998.11落成）に納められている。

② 面積 101,800 km²（本県の約16倍、中国全体の約1.1%）

③ 人口（2023年末）6,627万人（本県の約35倍、中国全体の約4.6%）

杭州市（1,252万人）	温州市（976万人）	寧波市（969万人）	台州市（671万人）
金華市（716万人）	紹興市（539万人）	嘉興市（558万人）	湖州市（343万人）
衢州市（229万人）	麗水市（252万人）	舟山市（117万人）	

④ 気候

亜熱帯気候で四季が明確で、温暖（年間平均気温16～19℃）で雨量が多い（年間降水量980～2,000mm）。

⑤ 行政区

2副省級市（杭州市、寧波市）、9地級市（温州、湖州、嘉興、紹興、金華、衢州、舟山、台州、麗水）
36県、22県級市、32市轄区

⑥ 産業（2023年）

全省総生産 82,553億元（対前年比6.2%増加）

第1次産業2,332億元、第2次産業33,953億元、第3次産業46,268億元

⑦ 名所・旧跡

「天に楽園あり、地上には蘇州・杭州あり」とうたわれるほど観光資源に恵まれ、省都杭州の西湖をはじめ銭塘江の大逆流、中国仏教の四大霊山の一つである普陀山、日本とゆかりが深い天台山など多くの名所旧跡がある。

⑧ 市町・民間団体の交流

○本県の市町と浙江省の都市との友好提携・交流

- ・栃木市－金華市 1994. 1. 19 友好提携
- ・佐野市－衢州市 1997. 11. 11 友好提携
- ・矢板市－徳清県 2002. 4. 12 友好提携
- ・小山市－紹興市 2010. 10. 22 友好提携

○民間団体の覚書等の状況

- ・日本技術士会栃木県支部－浙江省対外科技交流中心 2009年「科学技術交流に関する覚書」
- ・浙江省浙江同済科技職業学院 2018年「技術交流に関する覚書」
- ・栃木県書道連盟－浙江省書法家協会 2009年「交流活動に関する合意書」
- ・日本国栃木県労働福祉協議会－中国浙江省総工会 1996年「友好交流に関する基本合意書」

⑨ 浙江省の窓口

- ・浙江省人民政府外事僑務弁公室 アジア・アフリカ処
所在地：中国杭州三台山路25号
電話：+86-571-87050329

日本国栃木県と中華人民共和国浙江省の

友好提携協定書

日本国栃木県と中華人民共和国浙江省は、日中平和友好条約の精神に基づき、両県省民の相互理解と友好を深めるため、友好県省として締結することに合意する。

双方は、平等互恵の立場に立って、経済、文化、科学技術等の分野において積極的な交流と協力を行い、両県省の繁栄と日中両国民の子々孫々の友好のため共に努力する。

本協定書は、日本語及び中国語により二部作成し、調印の日から効力を生ずる。

1993年10月13日

日本国栃木県宇都宮市にて

日本国栃木県

中華人民共和国浙江省

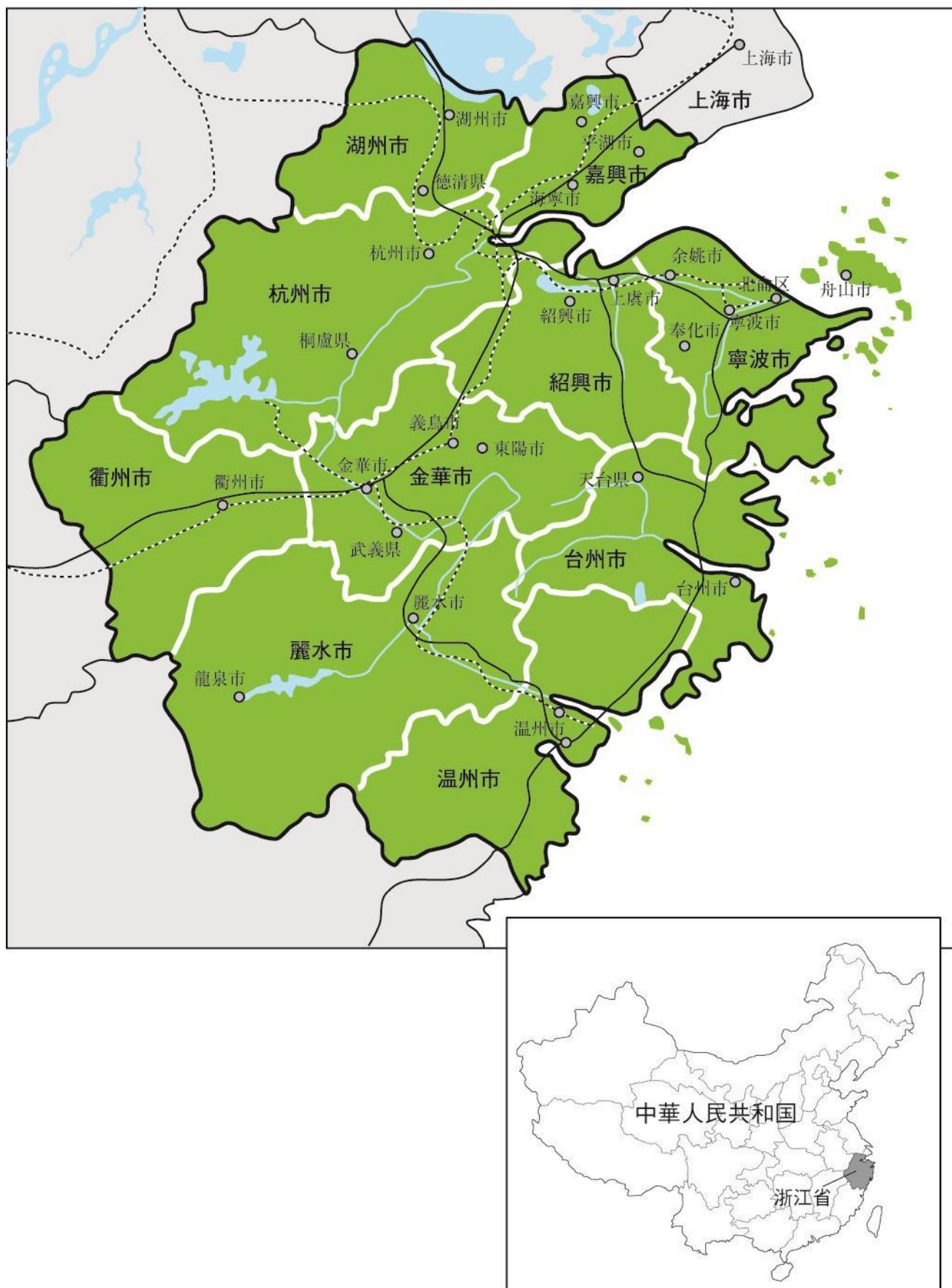
知事

省長

渡辺文雄

萬學遠

浙江省



b フランス共和国ヴォークリューズ県との友好交流

昭和 63（1988）年 5 月の第 1 回「マロニエフェスティバル」の折にエールフランス国営航空会社から提案されたことを契機として、ヴォークリューズ県代表者との間で友好交流についての話し合いが持たれ、平成元年の同県議会ガルサン議長の来県、翌年の渡辺知事の同県訪問を通じて相互に友好交流促進を確認し合った。

その後、平成 3（1991）年のアヴィニョン・フェアへの招待、本県女性及び青年の海外研修団員によるホームステイ、高校生の相互派遣を行う日仏青少年短期研修事業などを通じて友好交流を推進し、平成 20 年にはヴォークリューズ県議会のオー議長一行が来県し、「栃木県とヴォークリューズ県との交流協力に関する協定書」を締結し、文化の分野のみならず農業や経済の分野においても協力していくことを確認するに至った。

ヴォークリューズ県は南仏の農業、観光を中心とした県であるが、文化、歴史、産業などの面で異なる特色を持つ両県が幅広い交流を積み重ねることは、大きな意義を有するものである。

現在は、フランスセミナーなどを通じた文化・経済交流のほか、とちぎ・プロヴァンス協会とプロヴァンス・ジャポン協会が相互に訪問するなど民間レベルの交流が続いている。東日本大震災以降、行政間の交流が途絶えがちな時期もあったが、平成 28（2016）年のとちぎ・プロヴァンス協会のヴォークリューズ県訪問を契機に福田知事とシャベール議長との間で親書のやり取りが行われたことにより、交流再開の機運が高まった。友好交流 30 周年に当たる令和元（2019）年にはシャベール議長が来県し、今後さらに交流を活性化させていくことで意見が一致した。

【栃木県とヴォークリューズ県の交流の主な歴史】

1988年（昭和63年）	第1回マロニエフェスティバルにおいてエールフランス国営航空会社がヴォークリューズ県を紹介
1989年（平成元年）	ジャン・ガルサン議長がマロニエプラザオープニングセレモニー出席のため来県し、記念植樹実施。栃木県女性の海外研修団員がヴォークリューズ県内においてホームステイ実施
1990年（平成2年）	渡辺知事がヴォークリューズ県を訪問し、ガルサン議長との共同記者会見で両県の一層の友好交流を確認
1991年（平成3年）	アヴィニョン・フェアに名譽ある地方として本県が日本を代表して参加、渡辺知事がヴォークリューズ県を訪問
1993年（平成5年）	ヴォークリューズ県ホストファミリーの招聘事業開始 ふるさとマロニエフェア開催時期にアヴィニョンの大学生によるローヌワイン紹介事業開始 高校生の相互派遣事業開始
1995年（平成7年）	国民文化祭にヴォークリューズ県の民族舞踏団（フルー・ド・ローズ）が参加
1997年（平成9年）	本県の伝統工芸家らがヴォークリューズ県で開催された、とちぎプロヴァンス工芸展及びカヴァイオンフェアに参加
1998年（平成10年）	「ヴォークリューズウィーク」を開催し、プロヴァンス地方の文化・風土を紹介 ふるさとマロニエフェア会場に特設のヴォークリューズ館を設け、ヴォークリューズ県代表団参加のもと各種イベントを開催
2002年（平成14年）	6月 福田知事が ヴォークリューズ県を訪問し、クロード・オー議長との共同記者会見で両県の一層の友好交流を確認 10月 県立博物館開館20周年記念特別企画展「プロヴァンス発見」開会式に出席するためにオー議長一行が来県
2004年（平成16年）	「食とワインのマリアージュ」をテーマに、宇都宮市内のレストランでヴォークリューズ県産ワインのセミナーを開催 ヴォークリューズ県内の民間団体「プロヴァンス・ジャポン協会」主催による写真展に栃木県県民が撮影した写真を出展
2007年（平成19年）	友好交流青年相互派遣事業開始
2008年（平成20年）	オー議長一行が来県し、「栃木県とヴォークリューズ県との交流協力に関する協定書」を締結
2009年（平成21年）	福田知事、青木県議会議長が友好交流20周年記念事業参加等のためヴォークリューズ県を訪問
2011年（平成23年）	11月 本県の高校生徒5名がヴォークリューズ県を訪問し、ヴェゾン・ラ・ロメヌ高校で体験通学をするとともに、ヴォークリューズ県内視察、ホームステイなどを行った。
2016年（平成28年）	9月 とちぎプロヴァンス協会の会長他 15 名が渡仏。プロヴァンス・ジャポン協会と交流（ヴォークリューズ県議会議長主催レセプション参加等）
2017年（平成29年）	9月 プロヴァンス・ジャポン協会の会長他6名が来県。とちぎ・プロヴァンス協会と交流。また、福田知事主催レセプションを開催。

2018 年(平成 30 年)	11 月 国際課長他課員1名が訪仏。友好交流 30 周年記念事業に係る事前協議を実施。また、ヴォークリューズ県議会議長から、令和元(2019)年 11 月に来県する意向が示された。
2019 年(令和元年)	11 月 モーリス・シャベール議長一行が来県 「ヴォークリューズ・フェスタ」を開催し、ヴォークリューズ県産のワイン、トリュフ、オリーブオイル等を紹介
2023 年(令和5年)	県内高等学校の海外研修旅行におけるヴォークリューズ県議会訪問
2024 年(令和6年)	フランスの食文化をテーマに、ヴォークリューズ県観光局職員等を講師としたフランスセミナーを開催
2025 年(令和7年)	県内高等学校の海外研修旅行におけるヴォークリューズ県議会訪問

〔ヴォークリューズ県の概要〕

ヴォークリューズ県はフランスの南東部、プロヴァンス・アルプ・コートダジュール州の西部に位置し、県都はアヴィニョンである。県の東部には、アルプス山脈の裾野がひろがり、西部はフランス 3 大河川で知られるローヌ川、南部はイタリア国境付近から流れ出るデュランス川によって隣県との県境を画している。

また、パリ、マルセイユをはじめ、イタリア、スペインの様々な都市に至る経路上にあり、ヨーロッパの交通網の中で重要な位置を占めている。

議長：ドミニク・サントーニ（2021.7～）

① 歴 史

古代ギリシアまで遡る歴史があり、中世からフランス革命に至るまで繁栄した都市として、歴史・文化遺産が数多く残っている。特に、オランジュ市にあるローマ劇場及び凱旋門と、法王が 14 世紀初頭から一時期、アヴィニョンに住んだ際に造られた法王庁を含むアヴィニョン歴史地区は、ユネスコの世界文化遺産に登録され、ヴォークリューズ県を代表する名所となっている。

② 面 積

約 3,567 ㎢ （本県の約半分）

③ 人 口（2023 年 現在）

約 56.3 万人

④ 主要都市

アヴィニョン市（9.1 万人） オランジュ市 （3.0 万人） カルパントラ市（2.8 万人）
カヴァイヨン市（2.5 万人）

⑤ 気 候

気候は全体的に温暖な地中海性気候（年間平均気温は 15 度）で、夏は紺碧の空に輝く太陽、冬には時折「ロバの耳を引きちぎる」と言われる冷たいミストラル（北西風）が有名である。

⑥ 産 業

農 業：トマト、アスパラガス、メロン、サクランボ、ニンニク等野菜と果物が主産品である。

特にカヴァイヨン市はメロンの生産地として国内でも有名

ワイン：130,000 ヘクタール近くある耕地の約 40%がワインのためのブドウ畑となっている。ヴォークリューズ県産のワインは、南仏の強い日差しの下で栽培されたぶどうを使い、力強い風味が特徴である。生産されるワインの 9 割は赤ワインで、中でもアヴィニョン近郊で生産されるシャトーヌフ・デュ・パープは、高級ワインとして世界的に有名である。

〔ヴォークリューズ県内の主なワインの銘柄〕

シャトーヌフ・デュ・パープ、ジゴンダス、ヴァケラス、

コート・デュ・ヴァントゥ、コート・デュ・リュベロン、

コート・デュ・ローヌ・ヴィラージュ

観 光：県内には 2 つの世界文化遺産と多くの景勝地があるため、夏季のヴァカンス時期を中心に、フランスをはじめヨーロッパ各地から年間約 311 万人（2019 年）の観光客が訪れる。

⑦ 名所・旧跡

- ・アヴィニョン歴史地区（法王庁宮殿、サン・ベネゼ橋などの歴史的な建築物を残す地区）
- ・オランジュのローマ劇場（世界で最も保存状態の良いローマ遺跡）と凱旋門
- ・フランスで最も美しい村（ゴールド村、セギュレ村など県内では 7 つの村が認定されている。）
- ・フォンテーヌ・ド・ヴォークリューズ村（世界で最も豊富な水量を誇る泉がある。）
- ・ヴァントゥー山（標高 1,912m、別名「プロヴァンスの巨人」）

⑧ その他

○ファーブル昆虫記

ファーブル昆虫記の著者として有名なジャン＝アンリ・ファーブルは学生時代をアヴィニョンで過ごした。コルシカ島で教師として働いた後、ヴォークリューズ県に戻り、昆虫の研究に一生を捧げた。

○アヴィニョン演劇祭

7月の約3～4週間に渡って開催されるオペラ、バレエなどを中心とした演劇祭

○オランジュ野外音楽祭

7～8月の約1月間、古代劇場で開催される野外オペラを中心としたフランス最古の音楽祭

⑨ ヴォークリューズ県の窓口

・ヴォークリューズ県議会 Conseil départemental de vaucluse

所在地 : hôtel du département rue viala - 84909 Avignon Cedex 09

電 話 : +33.04.90.16.15.00



栃木県とヴォークリューズ県との交流協力に関する協定書

栃木県知事 福田富一とヴォークリューズ県議会議長 クロード・オーは、両県をそれぞれ代表し、友好・協力の関係を深めるために、青少年交流、研修生交流、経済、観光、大学間交流及び行政分野で事業を行う協定を締結する。

また、農業や文化交流の分野における事業を行う際にも、本協定の効力が及ぶものとする。

第1条 栃木県とヴォークリューズ県は、両県の発展に資する交流協力の事業を行うことをここに宣言する。

第2条 栃木県とヴォークリューズ県は、次に掲げる分野において、両県間の交流協力の事業に取り組むものとする。

(青少年交流)

栃木県とヴォークリューズ県は、5名を上限に隔年で高校生の相互受入を行う。

また両県は、高校生の栃木県内またはヴォークリューズ県内における移動経費や滞在経費の一部を負担することにより、円滑な事業の実施に努める。

青少年交流に関するその他の事業については、今後検討を行うものとする。

(研修生交流)

栃木県とヴォークリューズ県は、研修生の相互受入を行う。

また両県は、研修生の栃木県内またはヴォークリューズ県内における移動経費や滞在経費の一部を負担することにより、円滑な事業の実施に努める。

研修生の数、研修期間、研修科目などの具体的な事業内容については、毎年度定める。

(経済分野)

栃木県とヴォークリューズ県は、両県の経済交流の促進に努める。

具体的な事業内容については今後関係者と連携し、検討を行うものとする。

(観光分野)

栃木県とヴォークリューズ県は、インターネットを活用した観光情報の相互発信等、観光交流の促進に努める。

具体的な事業内容については今後関係者と連携し、検討を行うものとする。

(大学間交流)

栃木県とヴォークリューズ県は、栃木県内の大学とアヴィニヨン大学との交流の促進に努める。

(行政分野)

栃木県とヴォークリューズ県は、友好関係の強化、友好交流事業の円滑な推進及びそれぞれの組織機構や地域事情に関する理解促進を図るため、4名を上限に隔年で定期協議団の相互受入を行う。

また両県は、定期協議団の栃木県内またはヴォークリューズ県内における移動経費や滞在経費の一部を負担する。

(その他)

農業や文化交流に関する事業については、今後検討を行うものとする。

2 前項に掲げる事業は、それぞれ予算の範囲内で実施するものとする。

第3条 栃木県とヴォークリューズ県は、両県民間の社会的、経済的、文化的な交流の促進に努めることとする。

第4条 本協定は、解除しようとする日の6月前までに公文書によって、解除の意思を通告することにより解除することができる。

本協定は、日本語及びフランス語による原本をそれぞれ作成し、栃木県知事とヴォークリューズ県議会議長の署名により効力が生じるものとする。

2008年10月15日 栃木県宇都宮市にて

栃木県

知事 福田 富一

福田富一

ヴォークリューズ県議会

議長 クロード・オー

クロード・オー

ヴォークリューズ県



c. アメリカ合衆国インディアナ州との友好交流

インディアナ州とは、昭和 53 (1978) 年にアールム大学から英語指導助手を招致したことを契機に、同大学の「米国教育文化講座」への本県英語教員の派遣、「国際理解のための高校生海外派遣事業」によるインディアナ州への本県高校生派遣など、主に教育分野の交流を重ねてきた。

平成 9 (1997) 年 6 月 14 日、貿易・投資ミッションで来日中のジョセフ・カーナン州副知事一行が来県、小菅副知事の案内で「県民の日」記念行事や日光東照宮の視察、当時建設中であった「ツインリンクもてぎ」を視察した。

更に平成 10 (1998) 年 4 月 5 日、「日米経済協議会日本・米国中西部会」出席のため来日中のフランク・オバノン州知事一行が来県し、渡辺知事との懇談の結果、「今後、これまで行ってきた教育分野の交流に限らず、文化、経済、農業等の分野においても、互いに協力しながら交流し、それぞれの発展につなげていく」ことで合意した。

平成 10 (1998) 年 6 月 18 日、インディアナ州を訪問した小菅副知事は、ジョセフ・カーナン副知事との間で、「栃木県とインディアナ州の友好と協力に関する合意書」に署名を行い、今後両県州は様々な分野で継続的な交流を行っていくことを確認し、翌年、平成 11 (1999) 年 7 月、渡辺知事がインディアナ州を訪問し、16 日、フランク・オバノン知事との間で、「栃木県とインディアナ州の姉妹提携に関する協定書」に署名を行い、両県州は正式な姉妹県州関係を樹立した。

また、同じインディアナ州のエヴァンズヴィル市と栃木市が平成 11 (1999) 年 7 月に姉妹都市提携協定書を、スピードウェイタウンと茂木町が平成 16 (2004) 年 10 月に友好と協力に関する合意書を取り交わした。

平成 23 (2011) 年には福田知事が訪米し、「栃木県とパデュー大学との間における同意書」を締結、翌年、国際課長及び県内 3 大学とともに再度パデュー大学を訪問し、同意書を具体化した「栃木県とパデュー大学との間における合意書」を締結した。これにより、県内大学とパデュー大学が個別に交流を促進し、県がそれを支援する形となり、平成 26 (2014) 年には宇都宮大学農学部とパデュー大学農学部が学部間で交流を促進する旨の趣意書を締結した。

平成 29 (2017) 年 6 月には福田知事が訪米し、インディアナ州の建州 200 周年を祝うとともに、州内企業のトップや地域の有力者が集まるインディアナ日米協会主催の年次晚餐会における基調講演などで本県の魅力を PR した。さらに 9 月には「日本・米国中西部会」出席のため来日したエリック・ホルコム知事が来県し、本県企業・団体等や高校生との交流、日光東照宮の視察などを行い、本県とインディアナ州の更なる交流促進について確認した。

姉妹提携締結 20 周年を迎えた令和元 (2019) 年にはエリック・ホルコム州知事一行が来県し、今後、両県州の交流をさらに深めるための取組を実施していくことで意見が一致した。

令和 6 (2024) 年 5 月には福田知事が訪米し、グローバルエコノミックサミットへの参加やインディアナ日米協会との友好提携 25 周年記念レセプションの開催、さらにはホルコム州知事やムン・チェンパデュー大学学長との会談等を通じて、インディアナ州との友好関係の強化につなげるとともに、サミットプログラムや関連セミナー等において、本県の魅力発信を行った。

【栃木県とインディアナ州の交流の主な歴史】

1978年(昭和53年)	アールム大学からの英語指導助手の招致を開始
1979年(昭和54年)	米国教育文化講座への英語教員の派遣を開始
1985年(昭和60年)	インディアナ州ウェイン郡教員団を受入れ
1987年(昭和62年)	インディアナ州公立学校教員団受入れ
1988年(昭和63年)	国際理解のための高校生海外派遣事業を開始
1992年(平成4年)	インディアナ州高校生の受入事業を開始
1993年(平成5年)	日米国際学生ビデオプロジェクトを実施
1997年(平成9年)	ジョセフ・カーナン副知事一行来県 マイケル・クイン 州都市連盟事務局長来県
1998年(平成10年)	フランク・オバノン知事一行来県 小菅副知事インディアナ州訪問「友好と協力に関する合意書」締結 県議会海外行政調査団のインディアナ州訪問 ダグラス・ベネット アールム大学学長来県
1999年(平成11年)	渡辺知事インディアナ州訪問「姉妹提携に関する協定書」締結 「とちぎ文化工芸団」「栃木県産業交流調査団」「県議会代表団」インディアナ州訪問 栃木市長エヴァンズヴィル市訪問「姉妹都市提携書」締結 ジョセフ・カーナン副知事一行来県
2000年(平成12年)	パデュー大学生インターン来県 「インディアナ州産業調査団」(県商工会議所連合会)インディアナ州訪問

2001年(平成13年)	インディアナ州へ交流協議団を派遣(姉妹提携後初めて)
2002年(平成14年)	エヴァンズヴィル・ユースオーケストラ一行が来県し、栃木女子高等学校と共演 栃木女子高等学校オーケストラ部・コーラス部がエヴァンズヴィルを訪問し、エヴァンズヴィル・ユースオーケストラと共演
2003年(平成15年)	インディ・ジャパン300マイルレースを茂木町で開催。会場で州の文化・観光等を紹介 インディアナ大学学生インターン来県、7/31～8/6同大ブルーミントン校から4名の学生を受入
2004年(平成16年)	茂木町とスピードウェイタウンが「友好と協力に関する合意書」締結 インディアナ大学学生6名来県 白鷗大学とインディアナ大学が「友好と交流に関する合意書」を締結 ティム・モンガー州商務局長他20名が来県
2005年(平成17年)	県立美術館において、姉妹提携5周年記念インディアナポリス美術館名品展を開催 インディアナ大学学生5名来県 ミッチ・ダニエルズ知事一行来県(州知事の来県は姉妹提携後初) 定期協議団派遣
2006年(平成18年)	インディアナ大学学生4名来県 インディアナポリスで開催された日米中西部会に知事出席 トライステート大学学長が来県
2007年(平成19年)	インディ・ジャパン300マイルレースを茂木町で開催。会場で州の文化・観光等を紹介 定期協議団派遣 東京で開催された日米中西部会に州議会議員一行が来県
2008年(平成20年)	インディ・ジャパン300マイルレースを茂木町で開催。会場で州の文化・観光等を紹介 ローガンSPORT市長をはじめとする代表団来県 友好交流青年相互派遣事業によりトライン大学に学生を派遣 定期協議団派遣
2009年(平成21年)	姉妹提携10周年記念事業を県内で実施、ダニエルズ知事一行が来県 インディ・ジャパン300マイルレースを茂木町で開催。会場で州の文化・観光等を紹介 トライン大学副学長が来県
2010年(平成22年)	ステート・フェア「日本展」に伝統工芸のふくべ細工や相撲協会の協力による参加 インディ・ジャパン300マイルレースを茂木町で開催。会場で州の文化・観光等を紹介 宇都宮大学とトライン大学が学術協定書を締結
2011年(平成23年)	10月 福田知事インディアナ州訪問(議員団同行) 「栃木県とパデュー大学との間における同意書」締結
2012年(平成24年)	パデュー大学を訪問し、「栃木県とパデュー大学との間における合意書」締結
2013年(平成25年)	マイク・ペンス州知事一行来県
2014年(平成26年)	スー・エルスパーマン州副知事一行来県
2015年(平成27年)	福田知事とマイク・ペンス知事が東京で会談(日米中西部会参加に合わせて来日した際の州政府主催レセプション) インディアナ州ワシントン市長が来県
2016年(平成28年)	州ブーン郡長、州中東部地域経済使節団が来県 州経済開発公社社長が来県、米国中西部進出セミナーを開催 州建州200周年記念式典に本県職員が参加 「栃木県とパデュー大学との間における同意書」を更新
2017年(平成29年)	福田知事インディアナ州訪問(議員団同行) エリック・ホルコム州知事一行来県、福田知事が州政府主催レセ(東京)に参加
2018年(平成30年)	北東インディアナ経済開発公社等一行が来県、副知事表敬 州ブーン郡関係者が来県
2019年(令和元年)	姉妹提携20周年記念事業を県内で実施、エリック・ホルコム州知事一行が来県 福田知事が州政府主催レセ(東京)に参加
2020年(令和2年)	栃木県-インディアナ州オンラインよさこいフェスティバル開催
2021年(令和3年)	「栃木県とパデュー大学との間における同意書」を更新
2022年(令和4年)	インディアナ日米協会テレサ・コザック専務理事が来県、知事表敬
2023年(令和5年)	福田知事とエリック・ホルコム知事が東京で会談(日米中西部会参加に合わせて来日した際の州政府主催レセプション)
2024年(令和6年)	福田知事インディアナ州訪問(グローバルエコノミックサミット)

【インディアナ州の概要】

インディアナ州は、アメリカ合衆国中西部北東地域に位置し、北は五大湖の一つミシガン湖及びミシガン州に接し、南はオハイオ川を境にケンタッキー州と接している。また、東西はそれぞれオハイオ州、イリノイ州と接している。

また、主な産業は全米一の鉄鋼等の金属素材、自動車、同部品等の製造業を中心に、農業も盛んで様々な産業がバランス良く発達している。

州知事：マイク・ブローン（2025.1～） 州副知事：マイカ・ベックウィズ（2025.1～）

① 歴 史

1763 年英国領、1783 年米国領となり、1816 年 19 番目の州としてアメリカ合衆国に加盟
2016 年は建州 200 周年となり、2016 年 12 月 11 日に記念式典を開催

② 面 積

94,322km²（全米 38 位・本県の約 15 倍）

③ 人 口

679 万人（全米 17 位・本県の約 3 倍） 【2020 年現在】

※ 白人（ドイツ系、アイルランド系等）の割合が高い。

④ 主要都市

【2020 年現在】

インディアナポリス（州都）（88 万人／全米 17 位）

※ ワシントン D C を模して造られた人口都市

フォートウェイン（21 万人）、エヴァンズヴィル（12 万人）、ゲイリー（10 万人）、
サウスベンド（10 万人）等

⑤ 気 候

典型的な大陸気候で四季がはっきりしており、寒暑の差が激しい。

⑥ 産 業

工 業：鉄鋼業、機械類、自動車関連産業など

農 業：大豆／全米 4 位、トウモロコシ／同 5 位、豚／同 5 位、鶏卵／同 4 位など

その他：化学関連産業、医薬品・医療機器産業など

⑦ 名所・旧跡

・インディアナポリス モータースピードウェイ

（アメリカの 3 大イベントの一つインディ 500 マイルレースが行われる）

・アーミッシュ・エーカーズ（宗教の一派のコミュニティ）

・ワイアンドット・ケーブ（洞窟）

・リンカーン少年時代国立記念公園

・ブラウン・カウンティ州立公園（全米最大の州立公園）

・カバード・ブリッジ（屋根付橋梁）

⑧ その他

○愛 称 「フージャー（生真面目な働き者／無骨者）・ステート」（Hoosier State）

○州 の 標 語 「アメリカの十字路」（The Crossroads of America）

○州 民 性 保守的、勤勉で誠実。州の愛称が示すとおり素朴で真面目な州民性

○本県の市町とインディアナ州の都市との交流

県内 2 市町がインディアナ州内の市町と友好提携し、交流事業を行っている。

・栃木市－エヴァンズヴィル市 1999. 7. 19 友好提携

・茂木町－スピードウェイ町 2004. 5. 28 友好提携

⑨ 交流に関するインディアナ州の窓口

・米国インディアナ州政府駐日代表事務所

駐日代表 ポール・ローランド（2016.8～）

所在地：東京都中央区京橋 2-7-14 BUREX 京橋 603

電 話：03-6228-6701

・インディアナ経済開発公社（米国インディアナ州）

所在地：One North Capitol, Suite 700

Indianapolis, Indiana 46204

電 話：+1-317-232-8846

・インディアナ日米協会

会 長 ジム・リッグス

専務理事 テレサ・コザック

所在地：39W. Jackson Place, Suite 50

Indianapolis, Indiana 46225

電 話：+1-317-635-0123



栃木県とインディアナ州の 姉妹提携に関する協定書



栃木県とインディアナ州は、1998年6月18日に締結した「友好と協力に関する合意書」を踏まえ、両県州の政府、団体及び市民が、現在の友好と協力の関係の一層の推進を望んでいること、さらに、相互の協力がそれぞれの発展に寄与するものであることを認識し、ここに姉妹県州の関係を樹立する。

両県州は、現在の活力及び将来に向けての可能性並びに強固な文化的きずなを背景に、より幅広い経済、技術及び文化の関係を確立できるものと確信する。両県州はここに、平等互恵の精神に基づき、産業経済、科学技術、農業、観光、スポーツ、教育、文化などの様々な分野における交流・協力事業を推進する。

両県州の交流・協力事業は、両県州知事が選任する適当な個人または団体によっても実施することができるものとする。

この協定の締結と友好・協力関係の推進は、両県州が他の自治体と交流することを妨げるものではない。

この協定書は、日本語及び英語を等しく正文とし、署名の日から効力を生ずる。

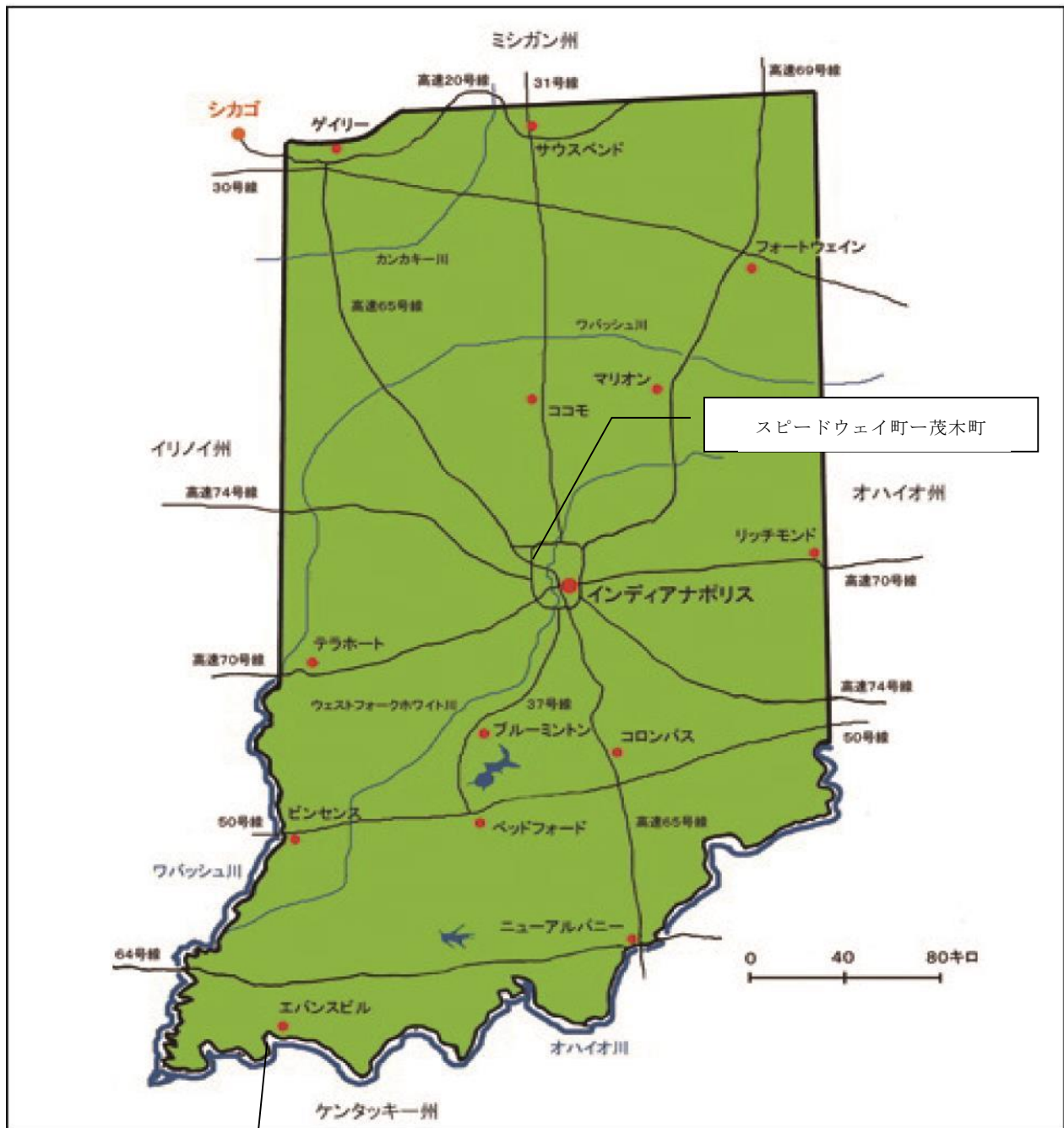
1999年7月16日 インディアナ州インディアナポリスにて

栃木県知事
渡辺 文雄

インディアナ州知事
フランク・オバノン

渡辺 文雄 Frank O'Bannon

インディアナ州



エバンスビル市ー栃木市



d 台湾・高雄市との経済交流

高雄市とは、平成24（2012）年の福田知事の陳菊（ちん・きく）高雄市長訪問を機に交流が始まり、翌年（平成25（2013）年）には陳菊市長が来県するなど、観光分野を中心に交流を深めてきた。

その結果、平成29（2017）年2月17日、台湾を訪問した福田知事と陳菊市長で「経済分野及び教育分野における友好協力に関する覚書」に調印するに至った。

覚書締結を機に、平成29（2017）年5月には小山市長が高雄市を訪問し、平成30（2018）年2月には栃木県観光物産協会と高雄市観光協会が「観光交流に関する覚書」を締結するなど、県内自治体や経済団体及び民間団体にも交流促進に向けた動きが出てきており、経済や教育以外の分野でも交流が広がりつつある。

[栃木県と高雄市の交流の主な歴史]

2012年（平成24年）	福田富一知事が高雄市を訪問（陳菊高雄市長と会談）
2013年（平成25年）	陳菊高雄市長が来県（福田富一知事と会談）
2017年（平成29年）	福田富一知事が高雄市を訪問、「友好協力に関する覚書」締結 大久保小山市長が高雄市を訪問 高雄市法制局陳局長、同観光局曾局長が来県 高雄市で「とちぎのいいもの展示商談会in高雄」開催
2018年（平成30年）	赤松副知事が高雄市を訪問（栃木県観光物産協会と高雄市観光協会による「観光交流に関する覚書」調印式に出席） 高雄市で「とちぎのいいもの展示商談会in高雄」開催
2019年（令和元年）	高雄市技能優秀学生国際研修生受入れ 宇都宮東ロータリークラブと鳳山西區ロータリークラブが姉妹クラブ関係を締結
2021年（令和3年）	6月 SNS、ウェブサイトにおける観光PR動画等の相互発信を実施 8月 観光、物産をPRする展示ブースの相互展示を実施
2023年（令和5年）	11月 観光交流課が高雄市観光局を訪問した際、知事親書を観光参事から手交 →観光はもとより教育分野においても協力していくことを確認
2024年（令和6年）	11月 高雄市と共催で、事業者向けのオンライン経済セミナー「日台パートナーシップ強化セミナー in 栃木」を開催

※ 新型コロナウイルス感染症の影響によりR2～4は人的交流を実施せず

※ その他、平成24年度以降観光台湾誘客プロモーション事業等を継続的に実施

【高雄市の概要】

1966年に加工輸出区が開業して以降、加工貿易の工業団地や重化学工業のコンビナートが集積する台湾随一の工業都市となった。市内には、高雄国際空港（台湾内第2位）や高雄港（台湾最大で世界有数規模のコンテナ港）を有する。

2010年に高雄県と合併して、現在の高雄市（直轄市）となった。

① 歴史

1895年に下関条約により台湾が日本に割譲されると、日本は海軍の南方方面での補給港を確保すべく打狗開発を進めた。地名に関しては1920年9月の地方制度実施で、「打狗」という文字が卑俗であるとし、またそれまで台湾人にとっての地名と考えられていた民雄（旧「打猫」）との釣り合いも考慮し、台湾総督府により打狗と発音の近い内地の名所でもある高雄（たかお）に改称され、高雄州に帰属するようになった。1924年には高雄郡が廃止され、高雄街は「高雄市」に昇格し高雄州に直属した。

1945年、日本の降伏により台湾は中華民国が接収することになり、高雄市は省轄市とされ台湾省に帰属した。1979年7月1日、行政院は高雄市を直轄市に昇格させることを決定、前鎮区に隣接する高雄県小港郷を統合した。

2010年12月25日には高雄県を合併し、市としては最も広い直轄市となった。

② 面積

台 湾 36,193 km²（※参考：九州42,137 km²）

高雄市 2,947 km²（本県の約半分）（台北市 272 km²）

③ 人口

台 湾 約2,326 万人（2022年12月）

高雄市 約 276 万人（2021年7月）（台北市 約 265 万人）

④ 気候（統計期間1981-2010年、中央気象局）

高雄 平均気温 25.1℃ 平均降水量 1,884.9mm

台北 平均気温 23.0℃ 平均降水量 2,405.1mm

⑤ 言語

中国語（台湾では「国語」と呼ばれ公用語とされている）

台湾語（閩南語）・客家語・原住民諸語（注：南部では台湾語の使用率が高い）

漢字表記は「繁体字」と呼ばれる字体を使用

⑥ 主要産業

石油化学産業、金属関連産業、造船産業、国際物流産業 等

⑦ 農林水産業

○主な農産物

ナツメ、グァバ、ライチ、バナナ 等

○主な水産物

カラスミ、ハタ、タマカイ、サバヒー 等

⑧ 名所・旧跡

- ・蓮池潭公園（七層の龍虎塔）
- ・大魯閣草衙道（様々なスポーツアミューズメント施設が併設された複合ショッピングモール）
※日本の鈴鹿サーキットのコースレイアウトをデフォルメで再現したカートコースがある
- ・田寮月世界（月の表面に似た荒涼とした景観）
- ・高雄85ビル（地上85階。台湾では台北101に次いで2番目に高い建造物。世界では21番目）

⑨ 友好交流協定等締結自治体（覚書等含む）

○都道府県

秋田県（2016. 8. 25）、山形県（2016. 5. 18）、群馬県（2013. 3. 4）、長野県（2016. 4. 1）、三重県（2016. 1. 22）、熊本県（2017. 1. 11）、山梨県（2018. 3. 2）

○市町村

北海道大樹町（2015. 9. 20）、東京都八王子市（2006. 11. 1）、長野県松本市（2015. 7. 14）、長野県茅野市（2015. 1. 26）、石川県加賀市（2014. 7. 8）、岐阜県美濃市（2012. 11. 29）、熊本県熊本市（2017. 1. 11）、大分県竹田市（2017. 1. 13）、北海道釧路市（2016. 11. 11）、北海道帯広市（2016. 11. 11）、北海道網走市（2016. 11. 11）、福岡県筑紫野市（2016. 11. 14）、和歌山県和歌山市（2018. 3. 29）、岩手県宮古市（2018. 7. 26）、京都府京都市（2021. 9. 10）、富山県氷見市（2020. 12. 5）、鹿児島県南さつま市（2023. 1. 31）

⑩ 県内の市町、団体との交流

- ・小山市（経済発展局及び教育局と交流促進について確認）
- ・栃木県書道連盟
- ・宇都宮東ロータリークラブ（鳳山西区ロータリークラブと姉妹クラブ関係を締結）
- ・栃木県観光物産協会（高雄市観光協会と観光交流に関する覚書締結）

⑪ 台湾の窓口

- ・台湾日本関係協会
所在地：台北市中正区羅斯福路一段7号
電 話：+886-2-2321-4445
- ・台北駐日経済文化代表处
所在地：東京都港区白金台5-20-2
電 話：03-3280-7811



栃木県と高雄市との経済分野及び教育分野における 友好協力に関する覚書

栃木県知事及び高雄市長は、両地域の交流の更なる進展に向け、経済分野及び教育分野における交流の促進に協力して取り組むため、次の事項について合意する。

1. 相互の観光プロモーションに協力することなどを通じ、観光交流を促進する。
2. 定期的なビジネス交流や投資セミナー等に協力することなどを通じ、相互の投資促進や企業の取引拡大など、産業面での交流・連携を促進する。
3. 教育旅行に協力することなどを通じ、相互の人的交流や文化・スポーツの理解を促進する。

この覚書は、署名の日から効力を生じ、いずれかが中止を申し出ない限り、継続するものとする。

この覚書の締結と交流関係の推進は、両地域が他の自治体と交流することを妨げるものではない。

この覚書は、日本語及び中国語を等しく正文とする。

この覚書の締結を証するため、日本語及び中国語により本書正本を2通作成し、双方がそれぞれ1通を保有するものとする。

2017年2月17日

栃木県知事

2017年2月17日

高雄市長

福田 富一



陳菊



⑥ ベトナム社会主義共和国・財政省及びビンフック省との経済交流

1 財政省との経済交流

2022（令和4）年12月に知事、県議会議長等の本県訪問団が同省を訪問し、同省副大臣と会談を行い、覚書締結に向けて協議していくことを確認した。その後協議を重ね、翌2023（令和5）年11月の知事、県議会議長等の本県訪問団の同省訪問時に覚書を締結した。

〔財政省の概要〕

① 概 要

対越投資、対外投資、対内投資等の投資全般の計画策定、実行、統計の管理・運営を所管する中央省庁

※ 令和7（2025）年3月に組織再編により計画投資省が財政省へ統合された

② 大 臣

グエン・チー・ズン

③ 特記事項

財政省内にジャパンデスクを設置（所在地：ハノイ）

【役割】

- ・国家経済計画に関するベトナム国内および海外への直接投資の監督
- ・外国投資に係る政策の策定
- ・投資に関する規制の管理、見直し、関連執行機関との調整 等

【ジャパンデスクの機能】

- ・投資、事業進出に関する相談対応
- ・セミナー、勉強会等の開催
- ・ビジネスマッチング、日越双方の地方機関・組織との連携 等

2 ビンフック省との経済交流

ビンフック省とは、2021（令和3）年11月のベトナム首相一行来県において、ベトナム側から覚書締結の提案を受け、貿易投資や農業等、産業分野に関する経済交流の促進を内容とする覚書を結んだことを機に交流が始まった。

〔栃木県とビンフック省の交流の主な歴史〕

2021(令和3)年11月	ベトナム首相一行とともにビンフック省書記兼議長が来県し、「協力に関する覚書」を締結
2022(令和4)年6月	ビンフック省主催日越国際カンファレンスに福田知事がビデオメッセージにより参加
2022(令和4)年7月	ビンフック省との共催でベトナムの貿易・投資環境概況及び同省の投資環境に係るオンラインセミナーを開催
2022(令和4)年12月	知事、県議会議長等の本県訪問団がビンフック省を訪問。同省書記兼議長と会談を実施した他、本県、ビンフック省、住友商事㈱、第三タンロン工業団地の四者で「ベトナム社会主義共和国ビンフック省における工業団地優遇措置に関する協定書」を締結
2023(令和5)年6月	ビンフック省企業協会の訪問団を受入
2023(令和5)年7月	本県、ビンフック省、住友商事㈱、ジェトロ栃木との共催でベトナムの貿易・投資環境概況及び同省の投資環境に係るオンラインセミナーを開催
2023(令和5)年11月	知事、県議会議長等の本県訪問団がビンフック省を訪問。同省書記兼議長との会談の他、投資環境調査を実施。
2024(令和6)年11月	県幹部や県内企業等からなる訪問団がビンフック省を訪問。副人民委員長会談や投資環境調査等を実施。

〔ビンフック省の概要〕

ビンフック省はノイバイ国際空港に近接し、省都ビンイエン市は首都ハノイ市中心部から50kmに位置する。自動車、オートバイ、電子機器、電子通信産業及びその裾野産業等の外資系企業誘致を進めており、トヨタ自動車、本田技研工業等が進出している。

① 歴史

1950年にビンイエン省とフックイエン省が合併し、ビンフック省が成立した。その後、行政区画の変更を重ねた後、1997年に現在のビンフック省が設立した。

② 面積

ビンフック省 1,236 km² (栃木県の1/5)

③ 人口

ビンフック省 115万人 (2019年)

④ 気候

平均気温 23～25℃ 平均降水量 1,400～1,600mm

⑤ 言語

ベトナム語

⑥ 経済

省内総生産の成長率 (2020年) : 2.79%

省内総生産の規模 (2020年) : 約124兆VND (約53億米ドル)

一人当たりの省内総生産 (2020年) : 1億550万VND (約4,600米ドル)

⑦ 友好交流協定等締結自治体 (覚書等含む)

○都道府県 : 秋田県 (2015. 3. 16)

○市町村 : なし

⑧ 県内の市町、団体との交流

なし

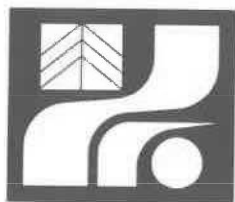
⑨ ビンフック省の窓口

・ビンフック省国際局国際協力課

所在地 : Department of Foreign Affairs of Vinh Phuc Province, Tran Phu Street,
Ha Tien Urban Area, Vinh Yen city, Vinh Phuc province, Vietnam.

・電 話 : (+84) 0964562180





日本国栃木県・ベトナム社会主義共和国ビンフック省との

協力に関する覚書

日本国栃木県福田富一知事とベトナム社会主義共和国ビンフック省共産党委員会書記兼議会議長ホアン・ティ・トゥイ・ランは、2021年11月23日に日本国栃木県において会談した。

今後、両県・省は、相互の一層の発展を願い、また、栃木県とビンフック省との交流を促進するため、以下の事項について確認した。

記

- 1 両県・省は相互に貿易投資や農業等、産業分野に関する理解を深め、経済交流の促進に努める。
- 2 両県・省は双方の関連部署を担当窓口とし、両県・省の交流・協力の促進に努める。
- 3 両県・省は、交流促進にあたり、本覚書に記載のない事項に関しても友好的に協議を行う。

2021年11月23日、日本国栃木県において、2カ国語（日本語、ベトナム語）で2通が作成された。両国語版とも等しく真正かつ有効である。

日本国
栃木県知事
福田 富一

ベトナム社会主義共和国
ビンフック省議会議長
ホアン・ティ・トゥイ・ラン

福田富一

Phuoc

〔案（和訳）〕

ベトナム計画投資省と日本国栃木県との経済交流に関する覚書

各々の役割と権限に基づき、また各々の国内法令、規則、並びに双方が批准する条約に従い、ベトナム計画投資省と栃木県(以下、「両者」という。)は、相互理解と友好関係を深めながら、両地域の発展に向け、経済分野における交流促進に協力して取り組むため、次のとおり意見の一致をみた。

- 1 両地域の企業やスタートアップ等が、特に医療、食品、衣料、機械等の双方が強みとニーズを持つ産業を対象に、相互に活発な投資事業を展開することができるよう、双方が共同して支援することにより、経済交流を促進するものとし、特に次の点において努力する。
 - (1) 双方は、相手方が自地域において投資セミナーや展示会、商談会などの経済交流事業を実施しようとする場合、可能な限り協力する。
 - (2) 双方は、企業訪問団の派遣などを通じて人材交流を進め、経済分野における緊密な関係を構築する。
 - (3) 双方は、相手方地域の企業等による自地域への投資の開始・拡大に向け、可能な限り配慮する。
 - 2 双方の連絡窓口となる組織は次のとおりとし、今後、具体的な経済交流事業を行おうとする場合は、その都度互いに協議・調整しながら進めることとする。
- ベトナム計画投資省：外国投資庁
栃木県：産業労働観光部
- 3 双方は、6 か月前に相手方に対して書面による予告を与えることにより、本覚書に基づく協力を終了させることができる。
 - 4 本覚書に基づく協力は、双方が署名した日から開始される。また、本覚書は英語により 2 通作成し、双方が保有する。

令和 5 (2023) 年 11 月 20 日

ベトナム計画投資省

日本国栃木県

副大臣 グエン・ティ・ビック・ゴック

知事 福田 富一

○「とちぎびと」について

令和7(2025)年4月1日現在

「とちぎびと」とは、栃木県出身、栃木県に住んだことがあるなど、栃木県とゆかりがあり、現在海外で活躍している方のことです。

<とちぎびと対象者>

- (1) 海外で活躍する栃木県民（栃木県企業人会会員、本県企業の駐在員、とちぎ未来大使、JICAボランティア等）
- (2) 海外から栃木県に移り住んだ後、母国・地域または第三国に戻って活躍する人（海外技術研修員OB、国際交流員、外国語指導助手、留学生等）
- (3) 栃木県にゆかりがあって海外で活躍する人（各国県人会会員、とちぎ未来大使、県内企業従事経験者等）
- (4) その他(1)から(3)までの要件に準じる人

国・地域	県人会 企業人会	JETプログラム		技術研修員	JICAボランティア	在外公館紹介	その他	計
		CIR	ALT					
アジア	中 国	108	11	52	1		1	173
	香 港	70						70
	台 湾	33				10	2	45
	タイ	65			1			66
	ベトナム	80						80
	フィリピン						1	1
	その他	1			5	1	1	8
	小 計	357	11	0	7	11	5	443
ヨーロッパ	英 国	30						30
	フランス							0
	その他						1	1
	小 計	30	0	0	0		1	31
北米	アメリカ	160	2	3		1	3	169
	カナダ							0
	その他				1			1
	小 計	160	2	3	1	1	3	170
中南米	コスタリカ							0
	グアテマラ							0
	ブラジル	519		(70)				519
	パラグアイ	44		(6)	1			45
	アルゼンチン	44		(6)				44
	ペルー	67		(3)				67
	ベネズエラ							0
	その他				1			1
	小 計	674	0	0	2	0	0	676
アフリカ	マラウイ				1			1
	ザンビア				1			1
	モザンビーク				2			2
	その他				17			17
	小 計	0	0	0	21	0	0	21
大洋州	オーストラリア							0
	ニュージーランド							0
	その他				3	1		4
	小 計	0	0	0	3	1	0	4
計		1,221	13	3	52	34	9	1,345

※南米各国の技術研修員は、県人会に含まれる。

○南米等県人会との交流

〔海外移住の歴史〕

我が国の海外移住は、明治元（1868）年にハワイに甘しょ園契約労働者として移住したのに始まり、明治、大正期は、北米（アメリカ本土、ハワイ、カナダ）を中心にメキシコ、オーストラリア、ペルー、フィリピンなどの国々へも移住が行われた。

一方、明治 41（1908）年に笠戸丸で 781 人がサンパウロ州のサントス港に上陸して以来、ブラジルへの移住が始まり、大正 13（1924）年にアメリカの排日移民法の制定によって、アメリカ移住が決定的打撃を受けてからは、移住先はブラジルが主流を占めるようになった。

第二次世界大戦中は移住も途絶えたが、戦後は昭和 27 年のブラジル・アマゾンへの移住により再開された。当時は、食料増産と経済復興に取り組む中で、国民の海外移住熱も盛り上がり、昭和 29～36 年の 8 年間は戦後の中南米向け移住の最盛期であった。しかし、昭和 30 年代後半から、我が国の経済成長も軌道に乗り、国内の労働需要も高まり、移住は漸減の傾向をたどった。

本県における海外移住の概況については、国際協力事業団の「海外移住統計」によると、戦前の移住者 1,321 人（全国 665,661 人）、戦後移住者 351 人（全国 73,035 人）となっている。戦後の移住先は 80%以上がブラジルであるが、特に、栃木県の重点移住地としてブラジルのアマゾン地域トメアス地区が指定され、県立真岡農業高校の基地農場が開設された。

現在は 2 世、3 世が中心となり栃木県人会を運営しており、各国のイベントなどで栃木県人会ブースを出展し、県の PR 活動等を実施している。

〔南米等県人会の概要〕

・在伯栃木県人会	1958 年 7 月設立	会員数 458 人
・アマゾン栃木県人会	1970 年 8 月設立	〃 189 人
・在アルゼンチン栃木県人会	1955 年 1 月設立	〃 44 人
・在パラグアイ栃木県人会	1981 年 2 月設立	〃 44 人
・在ペルー栃木県人会	1982 年 1 月設立	〃 67 人
・南加栃木県人会（ロサンゼルス栃木県人会）	1992 年 3 月設立	〃 120 人
（令和 7（2025）年 4 月現在）		

〔南米等県人会との交流事業〕

- ・在外栃木県人会への運営費の助成

前記の南米等 6 県人会に対し、運営費の助成を行うほか、県広報誌やメールマガジン等を送付する。

○各国県人会（南米等以外）

下記地域にも企業活動等の理由で各地に居住する栃木県出身者等が栃木県人会を設立している。

・香港栃木県人会	1991 年設立	会員数 約 70 人
・英国栃木県人会	1992 年設立	〃 約 30 人
・ニューヨーク栃木県人会	2010 年設立	〃 約 40 人
・台湾栃木県人会	2013 年設立	〃 33 人
・北京栃木県人会	2014 年設立	〃 32 人
・タイ栃木県人会	2015 年設立	〃 65 人
・ベトナムハノイ栃木県人会	2013 年設立	〃 20 人
・ベトナムホーチミン栃木県人会	2017 年設立	〃 60 人
・ハワイ栃木県人会	2018 年設立	〃 約 30 人
（令和 7（2025）年 4 月現在）		

○ 外国青年招致事業（JET「The Japan Exchange and Teaching」プログラム）

この事業は、外国語教育、国際交流事業等に従事する外国青年を招致し、地域レベルの国際化、外国語教育の充実を図り、もって国際交流の促進に資することを目的としている（昭和 62 年事業開始）。

事業主体は、各都道府県・政令指定都市（正会員）のほか、市町村及び広域行政事務組合・私立学校（特別会員）で、総務省、外務省、文部科学省及び（一財）自治体国際化協会の協力の下に実施している。

①職務内容

- ア 主として国際交流活動に従事する者（タイプⅠ・国際交流員〔CIR〕）
- イ 主として語学指導に従事する者（タイプⅡ・語学指導助手〔ALT〕）
- ウ 特定種目のスポーツを通じた国際交流活動に従事する者（スポーツ国際交流員〔SEA〕）

②招致対象国及び招致人数

令和 6（2024）年度の招致対象国は 51 ヶ国で、全国で 5,861 名が招致されている。

③栃木県の状況

- ア 国際交流員の配置及び派遣
国際課に国際交流員を配置し、県の行う国際交流活動に従事させるほか、市町及び民間国際交流団体等の行う国際交流事業への派遣を行う。
- イ 外国語指導助手
県高校教育課において外国語指導助手を県立学校に配置し、高等学校、中高一貫教育校、盲・聾・特別支援学校を巡回指導する。
- ウ 任用団体への協力
県（国際課・高校教育課）で配置するほか、市町での配置について配置活用等に関する取りまとめ、参加者向けオリエンテーション等を行う。

④国際交流員及び外国語指導助手の配置状況（年度当初の予定）

（単位：人）

区 分	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
国際交流員	5	5	5	4	4	5	5
県	2	2	2	2	2	2	2
市町	3	3	3	2	2	3	3
外国語指導助手	32	33	33	33	33	33	32
県	30	30	30	30	30	30	30
市町	2	3	3	3	3	3	2
合 計	37	38	38	37	37	38	37

※ 近年、市町村においては、JETプログラムによらない外国語指導助手（NON-JET）の活用が増えており、令和 7（2025）年度は 25 市町で 285 名（予定）になっている。

JET /NON-JET 配置状況(R3～R7 抜粋)

R7.4.1現在

区分	年度 任用団体名	R3				R4				R5				R6				R7			
		JET	NON			JET	NON			JET	NON			JET	NON			JET	NON		
			請負	派遣	直接		請負	派遣	直接		請負	派遣	直接		請負	派遣	直接		請負	派遣	直接
国際 交流員	県国際課	2				2				2				2				2			
	日光市	1				1				1				1				1			
	小山市																				
	那須塩原市	1					1		1		1		1	1				1			
	下野市	1				1				1				1				1			
	計	5				4	1		1	4	1		1	5				5			
		5				5				5				5				5			

区分	年度	R3				R4				R5				R6				R7					
	任用団体名	JET	NON			JET	NON			JET	NON			JET	NON			JET	NON				
			請負	派遣	直接		請負	派遣	直接		請負	派遣	直接		請負	派遣	直接		請負	派遣	直接		
外国語指導助手	県教育委員会	30				30				30				30				30					
	宇都宮市		47		47		47		47		47		47		47		47		47		47		
	足利市		18	9	9		18	17	1		18	17	1		18	17	1		18	17			
	栃木市		23		23		20		20		22		22		22		22		22		22		
	佐野市	2	11		11	2	11		11	2	11		11	2	11		11	2	11		11		
	鹿沼市		14		14		14		14		14		14		14		14		14		14		
	日光市		12	3	9		12		12		12		12		12		12		12		12		
	小山市		37	21	16		36	36			36	36			36	36			30		30		
	真岡市		16		16		16		16		16		16		16		16		16		16		
	大田原市		8		8		8		8		8		8		8		8		8		8		
	矢板市		8	8			8	8			7	7			7	7			7	7			
	那須塩原市	1	33		33	1	33		33	1	28		28	1	22		22		22		22		
	さくら市		10		10		10		10		10		10		10		10		10		10		
	那須烏山市		7	7			7	7			7	7			7	7			5		5		
	下野市		9	9			11	11			11	11			11	11			11		11		
	上三川町		7	4	3		7	4	3		8	4	4		8	4	4		8	4	4		
	益子町		5	5			5	5			5	5			4	4			4	4			
	茂木町		3	2	1		3	2	1		3	1	2		3	1	2		3	1	2		
	市貝町		3	3			3	3			3		3		3		3		3		3		
	芳賀町		4	4			4	4			4	4			4	4			4	4			
	壬生町		7	7			7	7			7	7			7	7			7	7			
	野木町		7	7			7	7			7	7			7	7			7	7			
	塩谷町		3	3			3	3			3	3			2	2			2	2			
	高根沢町		5	3	2		5	3	2		5	3	2		2		2		5	3	2		
	那須町		5		5		4		4		5		5		5		5		5		5		
	那珂川町		4	4			4	4			4	4			4	4			4	4			
	計	33	306	148	158	33	303	170	133	33	301	15	145	141	33	290	11	138	141	32	285	11	133
		339				336				334				323				317					

区分	年度 任用団体名	R3				R4				R5				R6				R7			
		JET	NON			JET	NON			JET	NON			JET	NON			JET	NON		
			請負	派遣	直接		請負	派遣	直接		請負	派遣	直接		請負	派遣	直接		請負	派遣	直接
国際 交流員	県教育委員会																				
	計																				

※ JETプログラムによる配置状況は各年度とも7・8月期入れ替え後の人数である。

北方領土返還要求運動について

ア 北方領土とは

北方領土とは、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の四島をいう。これら北方四島は、日本国民が先祖伝来の地として受け継いできたものであり、我が国固有の領土である。

戦後、我が国は、一貫して四島の返還をソ連（現ロシア）に対して要求し続けてきた。

昭和 56(1981)年 4 月、ソ連の元首が初めて来日し、18 年ぶりに日ソ首脳会談が行われた。その共同声明では、北方四島が平和条約において解決されるべき領土問題の対象であることが初めて文書の形で明確に確認された。

平成 15(2003)年 1 月 10 日の日露首脳会談では、平和条約の早期締結について共同声明を採択した。そして、日露関係を再定義した日露行動計画にも合意した。

平成 28(2016)年 12 月の日露首脳会談では、四島において共同経済活動を行うための特別な制度に関する協議の開始が合意された。

平成 30(2018)年 11 月の日露首脳会談では、「1956 年の日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意し、令和 2(2020)年 9 月には日露首脳電話会談でその点について改めて確認するなど、継続した外交努力がなされてきたが、令和 4(2022)年 3 月、ロシアによるウクライナ侵略に関連して日本政府が行った対露制裁措置を踏まえて、ロシア政府は、平和条約交渉を継続しない、四島交流及び自由訪問を中止する等の措置を発表した。日本政府は領土問題を解決し、平和条約を締結するという方針を堅持している。

領土は、国家、国民にとって基本的な問題であり、北方領土問題は、今後の日露関係を真に安定的なものにするため、是非とも早急に解決すべき問題である。そのためには、北方四島が当然我が国に帰属すべき領土であるという、正しい認識を国民一人一人が深めることが大変重要である。

イ 北方領土の日の制定

昭和 56 年(1981)年 1 月の閣議において政府は、2 月 7 日を「北方領土の日」と決定した。

「北方領土の日」を 2 月 7 日としたのは、安政 2(1855)年 2 月 7 日の日魯通好条約の調印日に因んだものである。同条約では、日露両国が国交を開くに当たり、平和的な話し合いの結果、両国の国境を択捉島とウルップ島との間にすることを定めており、北方四島が日本固有の領土であることを両国が初めて正式に確認した歴史的な意義を有する条約である。

この決定後は、毎年、東京で全国大会が開かれるほか、全国各地で「北方領土の日」関連の記念行事等が開催されている。

(北方領土返還要求運動栃木県民会議の実施する事業に対し県が協力しているもの)

- ・領土問題啓発活動の支援（県民の日記念イベントにおけるブース出展、新聞及びラジオによる広報、庁舎への横断幕等の設置、パネル展の実施）
- ・「北方領土返還を求める県民のつどい」の実施に係る支援

ウ 栃木県における北方領土返還要求運動

栃木県においては、昭和 57(1982)年 2 月 7 日に北方領土返還要求運動栃木県民会議が組織され、北方領土問題への県民の関心と理解を深めるために「北方領土の日」の前後に、同会議主催の「北方領土返還を求める県民のつどい」が開催されている。

また、平成 30(2018)年 1 月 29 日に栃木県北方領土問題教育者会議が設立され、学校教育における北方領土教育を推進するための様々な取組が行われている。

(独立行政法人北方領土問題対策協会が実施する事業に対し県が協力しているもの)

- ・北方領土問題教育指導者現地研修会等の北方領土問題に関する活動への派遣者の推薦等

(北方領土返還要求運動栃木県民会議の実施する事業に対し県が協力しているもの)

- ・北方領土に関する標語・ポスターの募集に係る広報
- ・署名活動
- ・北方領土に関する活動への派遣事業に係る派遣者の推薦等



(4) 旅券担当

○ 旅券（パスポート）とは

- ・所持人が自国民であることを発行国政府が国際的に証明し、併せて国民を通路故障なく旅行させ、必要な保護と扶助を与えるよう関係の諸官に要請する公文書
- ・海外への渡航に必要な公文書

○ 旅券事務一般

旅券の事務については、県民の利便性の向上を図るため、平成 22（2010）年 10 月に県内全市町に申請の受付や交付等の事務の権限移譲を行った。権限移譲後、県旅券センターでは旅券の審査・データ作成・データ送信・確認、早期発給及び優先発給等の業務を行っている。

また、市町への情報提供、担当者を対象とした研修会（年 2 回：4 月・10 月）を開催するとともに、市町窓口や一般県民からの電話問合せに対応している。対応が難しい案件については、外務省協議の上適切な処理をするべく関係者と連絡調整を行っている。

ア 旅券の審査・作成

旅券が国際的な身分証明書であることから、専門的知識を身に付けた職員等により慎重に審査・データ作成・確認を行う。

(ア) 研修会の実施

旅券事務担当者研修会	新任者対象	4 月 25 日（金）
	実務担当者対象	10 月 17 日（金）
外務省旅券事務担当者研修会	新任研修	4 月 24 日（木）
		11 月 13 日（木）
	中堅研修	12 月上旬

(イ) 2025 年旅券

旅券の国際的流れが「高度な偽変造対策」と「旅券冊子の適正管理」がともに実現できる集中作成方式に移行するため、旅券の作成を国立印刷局で行う「集中作成方式」を令和 7（2025）年 3 月 24 日から実施。

(ウ) デジタル・ガバメントへの対応

平成 30（2018）年 1 月 16 日の e ガバメント閣僚会議決定を受けて、同年 6 月 28 日に「外務省デジタル・ガバメント中長期計画」が策定され、旅券発給の電子申請は令和 4（2022）年度末から、手数料のクレジットカード納付は令和 5（2023）年度末から開始された。

さらに、令和 7（2025）年 3 月 24 日に法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した電子申請が開始された。

(エ) 旅券の不正取得の防止

なりすまし等による旅券不正取得の未然防止と撲滅に向け、「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」（２月）を実施し、不正取得の防止に取り組んでいる。

(オ) 発給不同意の周知

国際結婚の破綻により起こりうる国際的な子の連れ去りを防ぐことを目的としたハーグ条約が、平成 26（2014）年 4 月 1 日に発効となった。旅券事務において、未成年の子に対する旅券の発給について一方の親権者の不同意が示された場合は、その旨の意思表示を書面で行うことにより、次回の旅券申請があった場合、慎重審査の対象となる。

イ 海外安全情報の広報

外務省海外旅行登録「たびレジ」の広報

「在留届」の提出義務のない３ヶ月未満の短期渡航者（海外旅行者・出張者）でも、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録することにより、海外渡航先で緊急事態が発生した場合に在外公館から緊急一斉通報や最新渡航情報などの情報提供を受けることができる。

渡航の際に登録していただけるよう窓口での広報に努めている。

たびレジの広報カード

外務省からのお願い

海外に行くなら

たびレジ

に今すぐ登録を!

大規模災害や現地での暴動、交通機関のストなどの海外安全情報がメールで送られてくるので、とっても便利です。

たびレジ

海外に3か月以上滞在する場合は

外務省 **オンライン在留届** 90日(3か月)前から提出できます

ORR(Oversseas Residential Registration)net

の提出が義務です。くわしくはコチラ

海外への転居が決まったらすぐに手続きを!

変更届・帰国届の提出も忘れずに!

たびレジは簡単に安心!

安全情報 モタタイムリーに

緊急時 さまざまな支援

LINE でもカンタン登録

LINEでも登録できます!

各種案内もあり便利!

友だち検索ID「@gaimushoryojikyoku」またはQRコードからお友だち追加

たびレジ・在留届に登録すると...

もしもの時に

渡航先の大使館・総領事館からメール、LINE(「たびレジ」のみ)で、最新の安全情報(テロ、災害、感染症)などが届きます

イザという時にも

緊急時にあなたの安否を確認します

動画でわかる!「たびレジ」と「在留届」もご覧ください。 @mofachannel

外務省領事サービスセンター 【お問い合わせ先】 03-3580-3311 (内線2902, 2903)

外務省

○ 旅券（パスポート）申請発給事務

旅券（パスポート）は、外国に渡航する日本国民に対して日本政府が発行する渡航者の国籍と身分を証明する公文書であり、かつ必要がある時には保護・扶助を外国の関係諸官に要請する重要な公文書である。

平成 22（2010）年 10 月、旅券の申請受理及び交付事務について、各市町に権限移譲を行った。

① 旅券取扱窓口

市町名	担 当 課	(〒) 所在地	電 話 番 号
宇都宮市	宇都宮市 パスポートセンター	〒320-0026 宇都宮市馬場通り4-1-1 うつのみや表参道スクエア5階	028-616-1544
足利市	足利市 行政サービスセンター	〒326-8550 足利市朝倉町245 アピタ・コムファースト専門店街2階	0284-70-5855
栃木市	市民生活課	〒328-8686 栃木市万町9-25	0282-21-2126
佐野市	市民課	〒327-8501 佐野市高砂町1	0283-20-3016
鹿沼市	市民課	〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1	0289-63-2129
日光市	市民課 日光行政センター 藤原行政センター 足尾行政センター 栗山行政センター	〒321-1292 日光市今市本町1	0288-21-5111
		〒321-1404 日光市御幸町4-1	0288-54-1116
		〒321-2522 日光市鬼怒川温泉大原1406-2	0288-76-4104
		〒321-1514 日光市足尾町通洞8-2	0288-93-3112
		〒321-2713 日光市黒部54-1	0288-97-1114
小山市	市民課	〒323-8686 小山市中央町1-1-1	0285-22-9402
真岡市	市民課	〒321-4395 真岡市荒町5191	0285-83-8117
大田原市	市民課	〒324-8641 大田原市本町1-4-1	0287-23-8752
矢板市	市民課	〒329-2192 矢板市本町5-4	0287-43-1117
那須塩原市	市民課	〒325-8501 那須塩原市共墾社108-2	0287-62-7132
さくら市	市民課	〒329-1392 さくら市氏家2771	028-681-1115
那須烏山市	烏山庁舎 市民課	〒321-0692 那須烏山市中央1-1-1	0287-83-1116
	南那須庁舎 市民課	〒321-0595 那須烏山市大金240	0287-88-0870
下野市	市民課	〒329-0492 下野市笹原26	0285-32-8896
上三川町	住民課	〒329-0696 上三川町しらさぎ1-1	0285-56-9125
益子町	町民くらし課	〒321-4293 益子町大字益子2030	0285-72-8847
茂木町	住民課	〒321-3598 茂木町大字茂木155	0285-63-5624
市貝町	町民くらし課	〒321-3493 市貝町大字市塙1280	0285-68-1114
芳賀町	住民課	〒321-3392 芳賀町大字祖母井1020	028-677-6014
壬生町	住民課	〒321-0292 壬生町大字壬生甲3841番地1	0282-81-1824
野木町	住民課	〒329-0195 野木町大字丸林571	0280-57-4126
塩谷町	住民課	〒329-2292 塩谷町大字玉生955番地3	0287-45-1118

高根沢町	住民課	〒329-1292 高根沢町大字石末2053	028-675-8100
那須町	住民生活課	〒329-3292 那須町大字寺子丙3-13	0287-72-6908
那珂川町	住民課	〒324-0692 那珂川町馬頭555	0287-92-1112

② 窓口の開設日及び取扱時間

開設日及び取扱時間は各市町により異なるが、令和7（2025）年4月1日現在、土日祝日も申請受理・旅券交付業務を行っているのは、宇都宮市及び足利市。土日交付を行っているのは日光市及び茂木町。日曜交付を実施しているのは鹿沼市、小山市及び真岡市。益子町は土曜交付を実施している。

③ 新規発給旅券の交付までの日数

支所での受付業務を行っている市町は、本所・支所間の所要日数を考慮する必要があるが（日光市各行政センター）、それ以外の市町では、土日祝日を除く11営業日である。

④ 新規発給旅券の手数料

旅券を受領する際に、収入印紙及び栃木県収入証紙又はオンライン納付で納入する。

手数料は、有効期間、年齢、申請方法により次のとおりである。

令和5年3月27日以降に申請した旅券が未交付失効となってから5年以内に再度申請した場合の手数料は、通常の手数料に収入印紙4,000円及び栃木県収入証紙2,000円が加算された額となる。

旅 券 の 種 類	収 入 印 紙	栃木県収入証紙	計
10年間有効の旅券	14,000円	書面 2,300円 オンライン 1,900円	書面 16,300円 オンライン 15,900円
5年間有効の旅券（申請者が12歳以上）	9,000円	書面 2,300円 オンライン 1,900円	書面 11,300円 オンライン 10,900円
5年間有効の旅券（申請者が12歳未満）	4,000円	書面 2,300円 オンライン 1,900円	書面 6,300円 オンライン 5,900円
残存有効期間同一旅券	4,000円	書面 2,300円 オンライン 1,900円	書面 6,300円 オンライン 5,900円

⑤ 新規発給旅券の申請に必要な書類

ア 一般旅券発給申請書（1通）：各旅券取扱窓口等で配布または外務省HPよりダウンロード

イ 戸籍謄本（1通）：6か月以内に発行されたもの

ウ 住民票（1通）：6か月以内に発行されたもの

（県内登録の方は、住民基本台帳ネットワークシステム等の利用により、原則不要）

エ 写真（縦45ミリ×横35ミリ、1枚）：6か月以内に撮影されたもの

（顔のサイズ32～36ミリ）

オ 身元を確認する書類（1～2点）：運転免許証、個人番号カード等

4 令和7（2025）年度 県民協働推進課（協働・多文化共生室）で実施する主な事業

○基本的な考え方

市町をはじめとする関係機関と連携しながら、とちぎ国際戦略に掲げる4つの基本戦略のうちの1つである「多文化共生の推進」に取り組む。

ア 「とちぎ外国人相談サポートセンター」の運営【参照：P. 64】

外国人が、生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語（11言語＋やさしい日本語）により相談対応や情報提供を実施する。

イ 多文化共生に係る地域力向上の推進

(7) 「多文化共生」実務者対応力向上事業

市町や市町国際交流団体等において多文化共生地域づくりに携わる職員や、企業で外国人と接する職員等を対象とした研修を実施する。

(4) とちぎ多文化共生フォーラムの開催

異文化理解や多文化共生の重要性を啓発し、地域国際交流の契機とすることを目的に、とちぎ多文化共生フォーラムを開催する。

(6) 外国人キーパーソン発掘・育成事業

外国人キーパーソン（※）の確保・育成を通じて、平時・災害時において、外国人住民に対し情報を多言語で効果的に提供する体制を確保（外国人キーパーソンを対象とした研修・意見交換等を実施）する。

※災害時等に（公財）栃木県国際交流協会が提供する情報をSNS等で外国人住民に伝えられる人

(8) 外国人との共生社会づくりに向けた地域課題解決等支援事業

日本人と外国人が共生する上での地域コミュニティにおける諸課題等を把握するための調査を実施する。

ウ 地域日本語教育の体制づくり ※「栃木県における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針（令和4（2022）年3月策定）」に基づき実施【参照：P. 66】

(7) 地域日本語教育連携調整会議の開催

本県の外国人住民等に対する日本語教育の体制整備を図るため、施策の方向性や効果的な事業の実施に向けた指導・助言を得ることを目的に、総合調整会議を開催する。

(4) 日本語学習支援者を対象とした研修事業

地域の日本語教室や企業等において日本語学習を支援したいと思っている方や既に日本語学習支援者として活動している方等を対象とした研修を実施する。

(6) 日本語教育コーディネーター配置事業

地域日本語教育関係者等と情報交換しつつ、本県における地域日本語教育の体制整備のための事業の総括等を行う日本語教育コーディネーターを配置する。

(エ) 「やさしい日本語」研修事業

外国人を雇用している企業等を対象とした「やさしい日本語」研修を実施する。

(オ) 地域日本語教育体制づくり市町等助成事業

外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地域において日本語教育を行う市町等の活動を支援（必要経費の助成）を実施する。

(カ) 「日本語教育の参照枠」理解促進研修事業

県内の日本語教育機関・地域日本語教室の日本語教師等や企業等を対象に「日本語教育の参照枠」についての研修を実施する。

エ その他

(7) (公財) 栃木県国際交流協会が実施する在県外国人支援や国際交流・国際協力事業等に対する助成

(イ) ウクライナ避難民生活支援事業

ウクライナ避難民に対し、県内で生活するに当たって必要な支援を実施する。



とちぎけん
栃木県

Tochigi Prefecture

が い こ く じ ん そ う た ん

とちぎ外国人相談サポートセンター

Tochigi Consultation and Support Center for Foreign Residents

むりよう
無料で Free

✿ 栃木外国人咨询支援中心

ちゅうごくご

✿ Trung tâm tư vấn và hỗ trợ người nước ngoài tỉnh Tochigi

べとなむご

✿ Sentro ng Konsultasyon at Suporta sa Tochigi para sa mga Dayuhang Residente

たがろくご

✿ Centro de Consulta e Apoio de Tochigi para Residentes Estrangeiros

ぼるとがるご

✿ Centro de Consulta y Apoyo de Tochigi para Residentes Extranjeros

すべいんご

✿ तोचिगी बिदेशिहरुको लागि सल्लाह सुजाब अनि सपोर्ट केन्द्र

ねばーるご

✿ ศูนย์ให้คำปรึกษาและช่วยเหลือชาวต่างชาติโทจิหงิ

たいご

✿ විදේශික පදිංචිකරුවන් පිණිස වන කොප්පි උපදේශණ හා උපකාරක සේවා මධ්‍යස්ථානය

しんはらご

✿ டொச்சிகி வெளிநாட்டவர்கள் ஆலோசனை மற்றும் உதவி மையம்

たみるご

✿ Pusat Konsultasi dan Pelayanan untuk Penduduk Orang Asing Tochigi

いんどねしあご

ひみつ
秘密、守ります
Confidential

check



<http://tia21.or.jp/hello.html>

うんえい
運営



こうえきざいだんほうじん とちぎ けんこくさいこうりゅうかい
公益財団法人栃木県国際交流協会

operated by Tochigi International Association (TIA)

とちぎけん うつのみや しほんちよう
〒320-0033 栃木県宇都宮市本町9-14 とちぎ国際交流センター内
Tochigi International Center, 9-14 Honcho, Utsunomiya-shi, Tochigi-ken 320-0033

TEL 028-627-3399

(9:00AM ~ 4:00PM, 火曜日/Tue ~ 土曜日/Sat)

日本語	English	中文	Tiếng Việt	Tagalog
Português	Español	नेपाली भाषा	ภาษาไทย	සිංහල භාෂාව
தமிழ் மொழி	Bahasa Indonesia			

check



<http://tia21.or.jp/hello.html>



とちぎけん
栃木県

とちぎ外国人相談サポートセンター

Tochigi Consultation and Support Center for Foreign Residents

とちぎけん うつのみや しほんちよう
〒320-0033 栃木県宇都宮市本町9-14 とちぎ国際交流センター内
Tochigi International Center, 9-14 Honcho, Utsunomiya-shi, Tochigi-ken 320-0033

TEL 028-627-3399

(9:00AM ~ 4:00PM, 火曜日/Tue ~ 土曜日/Sat)

うんえい
運営



こうえきざいだんほうじん とちぎ けんこくさいこうりゅうかい
公益財団法人栃木県国際交流協会

operated by Tochigi International Association (TIA)



とちぎ けん す がいくじん そうだん じょうほうていきょう むりょう ひみつ まも
栃木県に住んでいる外国人のために、相談や情報提供をしています。無料です。秘密は守ります。

ざいりゅう てつぎ こよう いりよう ふくし しゅつさん こそだ こ きょういく
在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育 など

*相談の日や時間は、ホームページをご覧ください。センターに来る前に、必ず電話してください。

にほんご

We offer consultation and information services for foreigners living in Tochigi Prefecture. It's free of charge. We will protect your confidential information.

Procedures for residence, employment, medical care, welfare, childbirth and parenting, education of children, etc.

* Please check our website for consultation days and hours, and call us to confirm the schedule before you visit the center.

えいご

我们为居住在栃木县的外国人提供咨询和信息。费用是免费。严守秘密。

居住手续，就业，医疗，福利，分娩和育儿，儿童教育等等

* 请查看网站咨询日期和时间。请务必来中心前打电话。

ちゅうごくご

Chúng tôi cung cấp thông tin và tư vấn cho người nước ngoài sống ở tỉnh Tochigi. Miễn phí. Chúng tôi sẽ giữ bí mật.

Thủ tục cư trú, việc làm, chăm sóc y tế, phúc lợi, sinh con và nuôi dạy con cái, giáo dục trẻ em, v.v.

* Vui lòng xem trang web để biết ngày và giờ tư vấn. Hãy nhớ gọi điện trước khi đến trung tâm.

べとなむご

Para sa mga dayuhang naninirahan sa Prepektura ng Tochigi, Kami ay nag aalok ng libreng Konsultasyon at Impormasyon. Walang bayad. Ang sikreto ay mananatiling lihim.

Pamamaraan ng paninirahan, Trabaho, Medikal, Kapakanan, Panganganak, Pagiging magulang, Edukasyong Pangbata at iba pa.

* Tignan sa homepage o website ang araw at oras ng Konsultasyon. Tumawag muna sa Telepono bago pumunta sa Sentro.

たがろくご

Oferecemos consulta e informações para estrangeiros que vivem na Província de Tochigi. Gratuito. Sigilo total.

Procedimentos para residência, dúvidas de trabalho, cuidados médicos, assistência social, parto e educação dos filhos, etc.

* Verifique no site dia e horário de atendimento. Não deixe de ligar antes de vir ao centro.

ぼるとがるご

Ofrecemos consultas e información para los extranjeros que viven en la Provincia de Tochigi. Gratis. Guardaremos el secreto.

Procedimientos de residencia, duda de empleo, atención médica, asistencia social, parto y crianza de los hijos, educación de los niños, etc.

* Consulte el sitio web para los días y las horas de consulta. Asegúrese de llamar antes de ir al centro.

すべいご

तोचिगी प्रिफेक्चरमा बसिरहनुभएका बिदेशीहरु का लागि, परामर्श तथा सूचना प्रधान गर्दछौ । यो निसुल्क हो । तपाइको सबैकुरा गोप्य राखिनेछ।

आवास प्रक्रिया, रोजगारी, स्वास्थ्य हेरविचार, कल्याण, गर्भाबस्था र बाल हेरचाह को शिक्षा, आदि।

* सल्लाह को दिन अनि समय हाम्रो होमपेज हेर्नु होला । यहाँ आउनु अगाडी फोन गरेर मात्र आउनु होला।

नेपाली

เราให้คำปรึกษาและข้อมูลสำหรับชาวต่างชาติ ที่อาศัยอยู่ในจังหวัดโทจิหงิ ได้ฟรี เราจะเก็บเป็นความลับ

ขั้นตอนการพำนักร การจ้างงาน การรักษาพยาบาล สวัสดิการ การคลอดบุตรและการเลี้ยงดู การศึกษาของเด็ก ฯลฯ

* โปรดดูเว็บไซต์ สำหรับวันและเวลา ให้คำปรึกษา โปรดโทรหาเราก่อนที่จะมาที่ศูนย์.

тай

তোমারি চলোনেই জীবনবিশ্ব জীবন বিবেচনায়নি পিছিয়ে, চলবেই বা তোমারই চলো দেয়। এম তোমারি চলো দেয়। ঐম তোমারি চলো দেয়। ঐম তোমারি চলো দেয়। ঐম তোমারি চলো দেয়।

তোমারি চলোনেই জীবনবিশ্ব জীবন বিবেচনায়নি পিছিয়ে, চলবেই বা তোমারি চলো দেয়। ঐম তোমারি চলো দেয়। ঐম তোমারি চলো দেয়। ঐম তোমারি চলো দেয়। ঐম তোমারি চলো দেয়।

* চলবেই বা তোমারি চলো দেয়। ঐম তোমারি চলো দেয়। ঐম তোমারি চলো দেয়। ঐম তোমারি চলো দেয়। ঐম তোমারি চলো দেয়।

শ্রীলঙ্কা

டொச்சிகிகென்யில் வசிக்கும் வெளிநாட்டவருக்களுக்காக ஆலோசனை மற்றும் தகவல் சேவைகள் இலவசமாக வழங்கப்படும். உங்கள் தகவல்கள் ரகசியமாக பாதுகாக்கப்படும்.

குடியிருப்புக்கான நடைமுறைகள், வேலைவாய்ப்பு, மருத்துவ ஆலோசனை, பொதுநலம், குழந்தை பிறப்பு மற்றும் வளர்ப்பு, குழந்தைகளின் கல்வி, முதலியவைகள்

* ஆலோசனை நாள் மற்றும் நேரம், எங்களது இணையதளத்தின் முகப்புப்பக்கத்தை பார்க்கவும். மையத்திற்கு வரும்முன் கட்டாயம் தொலைப்பேசியில் அழைக்கவும்.

там

Kami memberi pelayanan konsultasi dan informasi untuk orang asing yang tinggal di Prefektur Tochigi. Dengan tidak dipungut biaya. Kami akan mejamin untuk menjaga kerahasiaannya.

Kami melayani berupa Prosedur untuk tempat tinggal, pekerjaan, perawatan medis, kesejahteraan, melahirkan dan mengasuh anak, pendidikan anak-anak, dll.

* Silakan lihat disitus web untuk melihat hari dan jam konsultasi, dan silakan menelpon terlebih dahulu sebelum Anda datang ke pusat.

индонези

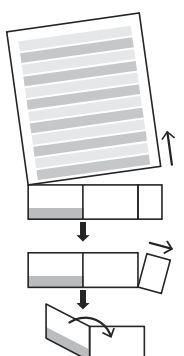
 **check**



http://tia21.or.jp/hello.html

•  県庁前バス停/Kencho-mae Bus Stop ⇒  5分/5minute

•  東武宇都宮駅/Tobu-Utsunomiya Station ⇒  8分/8minute



栃木県における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針

1 策定の趣旨	本県に在住する外国人数は高い水準で推移しており、外国人住民等が安心して暮らしていくためには、生活する上で必要な日本語能力を身に付けるとともに、日本の習慣を学ぶことが重要であることから、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために本県の基本的な方針を策定。																	
2 主な課題	(1) 9市町が日本語教室の空白地域となっており、日本語を学びたい外国人が日本語教育を受けられていない可能性がある。 (2) 日本語学習支援者の多くはボランティアであり、支援者個々のスキルアップを図る必要がある。また、支援者のうち、60代と70代が全体の約7割を占めており、若手の支援者が育成されていない状況にある。 (3) 外国人住民等が安心して暮らしていくため、国、県、市町や国際交流協会、企業、地域の日本語教室等の各主体及び関係者が連携し、地域における日本語教育に取り組む必要がある。																	
3 取組の方向性	(1) 日本語教育に従事する人材の充実 ▶ 地域の日本語教室や日本語教室空白地域の現状や課題を分析し、各主体への指導・助言等を行う「地域日本語教育コーディネーター」の育成 ▶ 日本語学習支援の担い手を育成するため、県内の地域や企業等で日本語学習を支援したいと思っている方や既に日本語学習支援者として活動している方等を対象とした研修の実施	(2) ニーズに合わせた教育機会・内容の充実 ▶ 地域日本語教育コーディネーターによるヒアリングや相談対応を行い、空白地域における日本語教育の在り方を検討 ▶ 教室に通うことができない外国人への日本語教育の機会を確保するため、オンラインによる日本語学習のための日本語学習支援者や外国人住民に対するパソコン等の操作方法等の支援に取り組む	(3) 各主体及び関係者とのネットワーク構築等 ▶ 市町や国際交流協会、企業等と地域の日本語教室が連携し、日本語を学びたい外国人を速やかに教室へつなげていくよう働き掛ける	(4) 県民の理解と関心の増進 ▶ 外国人とコミュニケーションを図る上で役立つ「やさしい日本語」の普及・啓発及びその実践を図るためのセミナー等を開催し、外国人との交流を促進														
4 各主体の責務と期待される役割	<table><tr><td>国</td><td>日本語教育の推進に関する施策の策定・実施、法制上・財政上の措置を講じる</td></tr><tr><td>県</td><td>地域日本語教育の推進に関する施策の策定・実施、人材の養成、各主体の連携・協力の推進等</td></tr><tr><td>市町</td><td>地域日本語教育の推進に関する施策の策定・実施、地域日本語教育の場づくり、会場・教材等の支援等</td></tr><tr><td>国際交流協会</td><td>(県)地域日本語教育を推進するための取組を実施、地域の課題の把握や改善への取組 (市町)外国人を地域日本語教室へつなぐ取組、地域日本語教育の場づくり</td></tr><tr><td>地域の日本語教室</td><td>外国人に日本語や生活習慣を学ぶ場を提供、外国人が身近で頼れる存在となるよう努める</td></tr><tr><td>日本語学校等</td><td>プログラムや教材、オンライン授業への助言、講師の派遣・紹介への協力、地域との交流の場への参画</td></tr><tr><td>企業等</td><td>国・県が実施する施策への協力、雇用する外国人・家族に日本語習得機会の提供、日本語学習の支援等</td></tr></table>				国	日本語教育の推進に関する施策の策定・実施、法制上・財政上の措置を講じる	県	地域日本語教育の推進に関する施策の策定・実施、人材の養成、各主体の連携・協力の推進等	市町	地域日本語教育の推進に関する施策の策定・実施、地域日本語教育の場づくり、会場・教材等の支援等	国際交流協会	(県)地域日本語教育を推進するための取組を実施、地域の課題の把握や改善への取組 (市町)外国人を地域日本語教室へつなぐ取組、地域日本語教育の場づくり	地域の日本語教室	外国人に日本語や生活習慣を学ぶ場を提供、外国人が身近で頼れる存在となるよう努める	日本語学校等	プログラムや教材、オンライン授業への助言、講師の派遣・紹介への協力、地域との交流の場への参画	企業等	国・県が実施する施策への協力、雇用する外国人・家族に日本語習得機会の提供、日本語学習の支援等
国	日本語教育の推進に関する施策の策定・実施、法制上・財政上の措置を講じる																	
県	地域日本語教育の推進に関する施策の策定・実施、人材の養成、各主体の連携・協力の推進等																	
市町	地域日本語教育の推進に関する施策の策定・実施、地域日本語教育の場づくり、会場・教材等の支援等																	
国際交流協会	(県)地域日本語教育を推進するための取組を実施、地域の課題の把握や改善への取組 (市町)外国人を地域日本語教室へつなぐ取組、地域日本語教育の場づくり																	
地域の日本語教室	外国人に日本語や生活習慣を学ぶ場を提供、外国人が身近で頼れる存在となるよう努める																	
日本語学校等	プログラムや教材、オンライン授業への助言、講師の派遣・紹介への協力、地域との交流の場への参画																	
企業等	国・県が実施する施策への協力、雇用する外国人・家族に日本語習得機会の提供、日本語学習の支援等																	